

第百九十回国  
参議院經濟産業委員会會議録第八号

平成二十八年四月二十八日(木曜日)  
午前十時開会

委員の異動

四月十五日

中泉 松司君  
長峯 誠君

補欠選任  
松村 祥史君  
丸川 珠代君

四月十八日

渡邊 美樹君

補欠選任  
吉田 博美君

四月十九日

吉田 博美君

補欠選任  
渡邊 美樹君

四月二十日

吉川ゆうみ君  
柳澤 光美君

補欠選任  
岡田 広君  
福山 哲郎君

四月二十一日

岡田 広君  
福山 哲郎君

補欠選任  
吉川ゆうみ君  
柳澤 光美君

四月二十六日

長浜 博行君

補欠選任  
小西 洋之君

四月二十七日

小西 洋之君

補欠選任  
長浜 博行君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

小見山幸治君

滝波 宏文君  
宮本 周司君  
山下 雄平君

委員

安井美沙子君  
倉林 明子君

岩井 茂樹君

北村 経夫君

松村 祥史君

吉川ゆうみ君

渡邊 美樹君

小林 正夫君

長浜 博行君

柳澤 光美君

秋野 公造君

浜田 昌良君

清水 貴之君

松田 公太君

和田 政宗君

荒井 広幸君

山際大志郎君

伴野 豊君

林 幹雄君

高木 陽介君

北村 経夫君

田中 俊一君

廣原 孝一君

菅久 修一君

衆議院議員

修正案提出者  
修正案提出者

国務大臣

経済産業大臣

副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

政府特別補佐人

原子力規制委員会委員長

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

消費者庁審議官

厚生労働省労働基準局長

経済産業大臣官房政策評価審議官

経済産業大臣官房原子力事故災害対処審議官

経済産業大臣官房審議官

経済産業大臣官房審議官

経済産業省製造産業局長

経済産業省商務情報政策局長

資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

中小企業庁長官

国土交通大臣官房審議官

原子力規制委員会原子力規制庁次長

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

山越 敬一君

丸山 進君

平井 裕秀君

保坂 伸君

松本 年弘君

糟谷 敏秀君

安藤 久佳君

吉野 恭司君

多田 明弘君

豊永 厚志君

杉藤 崇君

萩野 徹君

片山 啓君

櫻田 道夫君

支援策に関する件  
(商店街支援の在り方に関する件)

(地域における下請等中小企業の取引の改善への取組に関する件)

(関西電力高浜発電所の新規制基準適合性審査に関する件)

(電気自動車等の普及戦略に関する件)

(ベンチャー政策の推進に関する件)

(企業における事業継続計画策定への取組に関する件)

○原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小見山幸治君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

議事に先立ち、一言申し上げます。

この度の熊本県熊本地方等を震源とする地震により甚大な被害がもたらされ、尊い人命を失いましたことは誠に痛ましい限りでございます。

犠牲者の御遺族に対し哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

ここに、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

御起立願います。黙禱。

(総員起立、黙禱)

○委員長(小見山幸治君) 黙禱を終わります。御着席願います。

○委員長(小見山幸治君) 委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、中泉松司君及び長峯誠君が委員を辞任され、その補欠として松村祥史君及び丸川珠代君が選任されました。

○委員長(小見山幸治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、消費者庁審議官菅久修一君外十四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小見山幸治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小見山幸治君) 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安井美沙子君 民進党・新緑風会の安井美沙子でございます。今日はよろしくお願いいたします。

今般の熊本地震では、多くの犠牲者の方が出、また建物の損壊など多くの被害も出ているわけですが、企業も様々な被害を被り、事業の継続、再開に困難を感じている経営者の方もさぞ多いことと思います。トヨタが被災地における部品の生産、調達ができなくなったことから生産を停止したということは報道されており、また、現地の中小・小規模企業の被災状況と企業活動への影響についての見立てを教えてくださいたいと思います。

○政府参考人(豊永厚志君) お答え申し上げます。

私ども中小企業庁では、熊本県に二十三か所、大分県に二十一か所の特別相談窓口を設定してございます。その相談件数が既に二千三百件に及んでございます。また、関係中小企業団体に現場の声を私どもにお伝えいただくようお願いもしております。あわせて、現地に中小企業庁の次長以下四人を常駐させておりまして、今週中は別途管理職を四人、現地九州に派遣して、情報収集に努めてまいります。

その上で、集約して申し上げますと、工場やお店や事業場、こういったところが、商店街も含みますけれども、損壊しているという被害がまず一つのパターンだと思います。もう一つは、今委員の御指摘にありましたけれども、取引先の被災や営業停止によりまして事業活動が停止している、いわゆるサプライチェーンの影響を受けている事業者もいらつしやると。それから、これは熊本県に限らないでもう少し広範な範囲に及んでおりますけれども、観光客の予約キャンセルが続いております。また、ゴルフデュークを前に控えて非常に心配だという声がかなり九州中に広がっているような感じもいたします。

いずれにしても、先ほど申し上げましたような体制をしいている中で、今後とも現地の被災状況また私ども政府に対する要請に細かく対応できるように努めてまいりたいと考えております。

○安井美沙子君 是非よろしくお願いいたします。

とにかく今は迅速な対応が求められます。中企庁が早速に支援策ガイドブックというものをまとめたことは私は大変評価をしているのですけれども、これが必要なる人に行き渡らないと、そして役立てていただかないと意味がないわけですが、現時点での支援はどこに重点を置いており、この支援のメニューはどのように周知しているのか、お答えください。

○政府参考人(豊永厚志君) 現時点、これまでに講じた施策は、言及いただきましたガイドブックにもかなり詳しく載せておりますけれども、まずは被災直後から特別相談窓口、被災された方々のいろんな御質問に答える、相談に答える体制をつくるということに加えて、政府系金融機関を通じて特別な金利での貸付け、それから民間金融機関からお借りになる方々に対する保証といった体制を当面の資金繰りとして講じてございます。また、激甚災害の指定がございました。これも熊本県、指定されておりますけれども、これに伴いまして、保証の枠の拡大、それから貸付金利の更

なる深掘りという措置を講じたところでございます。こういった資金繰りがこれまでの大きな内容の一つでございます。

もう一つはサプライチェーンに絡むわけでございますけれども、下請関係の中小事業者が親企業が十分な配慮をすることとを大臣の名の下に通達をかなり出してございますし、下請かけこみ寺、これは全国に及びますので、四十八か所に特別相談窓口を講じて全国のサプライチェーンの影響を心配する方々の声に答えてございます。

また、細かいことでございますけれども、既に借りている借金の返済を猶予するように金融庁共々通達を出したり、それから既に公募している六件の公募中の補助金がございますけれども、これについては、熊本県の方々についてはうんとその募集期間を延ばしたりもしてございます。

こういったことを講じておりますけれども、これはガイドブックで周知しておりますけれども、まだこれは、印刷部数で三千部程度刷って現地に送っておりますが、現地でも刷り増してもたかが数千部であります。

加えて、最近の大きな特徴としてネットでの情報提供というのは重要だと考えておりまして、支援サイトのミラサポ以外にもツイッターとかホームページを通じて情報提供に努めておりますけれども、ミラサポでいえばこれまで六千回ほど、ホームページで七千回ほどのヒットをいただいておりますし、ツイッターでいいますと、これは数え方にもよりますが十八万件のツイートをいただいているような印象を持っております。

○安井美沙子君 非常にいい手段をいろいろ講じていただいていると思いますけれども、私たちがそういったせっかくの支援メニューを周知することと協力できればさせていただきたいと思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。

今度、五月に第二弾といいますか、今のこの急遽の応急策に続いて政府が補正予算を通じた中小・小規模企業の支援というのをすると思うわけですが、今のところまだ被害額の想定とい

うのはちょっと時期尚早かもしれませんが、もし大体のその被害額というのが分かればそれと、それに応じたどのぐらいの補正予算がどういった内容で中小・小規模企業に出すことになるのか、その辺の今の予定をお知らせください。

○政府参考人(豊永厚志君) 被害額についての精緻なお問合せがありましたので、そのところだけ私から先にお答えさせていただきます。

精緻な把握は困難であるということではございますけれども、今度、激甚災害法の指定の際に、現地熊本県、関係市町村と協議して、一千億以上の被害が、損壊、被災事業者その他で復旧に要する、そういう被害が生じていると見込まれるということをしたことはございますが、更に被害は拡大するおそれもありますし、熊本県以外のところでもそういった被害が生じておりますので、現時点では全体は把握できてはおりません。

○国務大臣(林幹雄君) 委員長からもございましたけれども、今回の熊本地方の地震で死亡者になりました方々に対して心からお悔やみを申し上げたいと思いますし、また、被災された方々、負傷された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

補正予算についてお尋ねがございました。

補正予算では、総理からの指示に基づきまして、被災地の当面の復旧に万全を期するというために、まず、住居の確保、生活再建支援金の支給など、被災者支援に要する経費を計上する、もう一点は、今後の復旧を迅速に進めていくために、熊本地震復旧等予備費を創設するということになるというふうに承知をしているところでございます。

私といたしましては、中小企業の復旧対策を中心に、影響を受けた中小企業の支援に万全を期してまいりたいと考えています。

このため、まずは、今中小企業庁長官から話がありましたように、職員を派遣をいたしまして、現状と支援のニーズの把握に全力を挙げていると

ところでございます。加えて、先日、二十五日に開催いたしました熊本地方地震災害総合中小企業対策本部協議会において、私から直接、中小企業団体四団体あるいは政府系金融機関などの支援機関に對しまして、現地の企業の被害状況や支援ニーズの早急な収集を要請したところでございます。具体的支援策の内容については、こうした現地の中小企業の声を踏まえて早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

○安井美沙子君 大臣おっしゃるように、現地の声を反映した内容にしたいだきたいと思っております。

東日本大震災のときには民主党政権でグループ補助金というものを創設しましたが、これがかなり長期にわたって、長期といってもまだ五、六年ですけれども、非常に役立つという、使い勝手がいいというふうに聞いております。熊本には熊本の実情に合った形があると思しますので、その辺をよく考慮いただければというふうに心から願っております。

それでは次に、核燃料サイクルについてお伺いをいたします。

間もなく連休後に法案審議が待っておりますので、いろいろ細かい話はそちらに譲りたいと思っておりますけれども、私、以前、フィンランドのオンカロに視察に行きましたときに、話を聞いて最も印象に残りましたのが、最終処分場のキャパ、容量を確保しない限り新しい原発を造ってはいけないということになっているということでした。フィンランドというのは、エネルギー政策にしても国家安全保障にしても教育にしても、非常に政策が確固たる長期ビジョンに基づいているという印象がありまして、学ぶことが多いというふうに常々思っております。

翻って日本では、最終処分場を確保する前に原発を五十四基も造ってしまっていて、この重い宿題、負債を後世に押し付けるわけにはいかない、どうしても現役世代で最終処分場の道筋を付けなくてはいけないというふうに考えております。

政府は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律で使用済核燃料の全量再処理を前提としております。その一方で、二〇一四年のエネルギー基本計画においては、将来世代が最良の処分方法を選択できるような、可逆性、回収可能性を担保し、直接処分など代替処分オプションに関する調査研究を推進するとしています。

フィンランドでは、直接処分を前提としていますが、やはり可逆性、回収可能性を担保しているとのことで、その意味はと申しますと、将来世代がより技術的に優れた処分方法を見付けたときに、一旦直接処分でもったものを掘り出して、改めてその新しい技術でもって処分をする、こういうことができるように備えているという、こういう意味の可逆性でございます。

昨日の本会議での政府の答弁によれば、日本の場合は、全量再処理を前提しつつ可逆性を担保するために直接処分の研究をするということだったのですけれども、これはどういう意味なのかなというふうにあのとき疑問がちょっと残りましてた。

といいますのは、将来どんなに技術が進歩しても、既に再処理したもの、地中に埋まったものを掘り出して直接処分をするということは論理的にあり得ないわけですし、つまり、考え得る可逆性、回収可能性の担保というのは、再処理が立ち行かなくなることを今から想定して、埋める前に直接処分に切り替える、つまり再処理をせずに直接処分にすること、こういう余地を残すということにはかならないというふうにしか思えないのですが、こういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(林幹雄君) まず、最終処分場がない中で再稼働を進めるべきでないという指摘がなされていることは承知しているところでござい

ます。また一方で、最終処分場の確保につきましては、諸外国でも大変苦労をしながら時間を掛けて取り組んでいるのが実情でございまして、処分場を決めてから原発を動かすという形じゃなくて、原発

を使いながら処分場の確保に地道に取り組んでいるというのが現実であるわけでございます。

我が国は、高レベル放射性廃棄物の量の減少、放射能レベルの低減、資源の有効活用などの観点から、エネルギー基本計画で閣議決定したとおり、自治体や国際社会の理解を得つつ、核燃料サイクルを推進する方針としていただいております。

加えて、将来の政策の選択肢について様々な側面から検討すること、調査研究により新たな知見を得ていくこと、これは政策を進める上で重要な取組であるというふうに考えます。こうした観点から、直接処分についても調査研究を進めているところでございます。

○安井美沙子君 余りはつきりとは答弁してくださらなかったんですけれども、私は、大臣の答弁の裏には私が推測したことが言外に言われているのだというふうに解釈をせざるを得ませんでした。先に行きます。

今般の法案で、再処理に関しては、事業者の経営状況の悪化を懸念して拠出金制度を創設することになっているわけですが、海外のプルトニウムについては、事業者の経営状況悪化によってMOX燃料に加工するための資金が確保できなくなることを想定しておりませんで、昨日も大臣は答弁で、民衆で対処可能として法案の対象外としたというふうに答弁されています。

事業者の経営状況悪化は、なぜ国内の再処理には影響し、海外分には影響しないのでしょうか。○国務大臣(林幹雄君) 再処理等拠出金法案は、原子力事業者の経営状態にかかわらず、再処理等に必要資金を安定的に確保して、MOX燃料加工を含む一連の事業を全体として着実かつ効率的に進めることを目的としておるところでござい

ます。他方で、御指摘のプルトニウムについては、昨日の本会議における直嶋議員からの御質問にお答えしたとおり、現状、海外におけるMOX燃料加

工事業においては、拠出金単価の算定の前提となる事業に要する費用の総額の特定が困難であることから、今回の拠出金制度にはなじまないというふうに判断をして、対象から除外することとした。

一般論として、電力自由化が進展する中で事業者の経営状態が悪化するという不確実性に備えて再処理等に必要資金を確保する必要がありますが、海外で保管されているプルトニウムについては、既に一連のプロセスの大部分を占める再処理の工程は完了しているということから、将来の不確実性に備える必要性は相対的に低いというふうに考えているところでございます。

○安井美沙子君 一歩踏み込んだ答弁をいただきました。

不確実性は相対的には低いとはいえず、ないとももちろん断言できないわけですので、この辺についても法案審議の中でもまた深めていきたいと思っておりますし、この課題は法案が成立しても消えるわけではございませんので、しっかりと責任を持って考えていただきたいと思います。

それでは、急にまた話題が変わりますが、商店街支援についてお伺いをいたします。

資料をお配りさせていただいております。この写真の方のページを御覧いただきたいんですけども、この写真は、私の地元愛知県一宮市の本町通商店街でございます。

御覧いただければ分かりますように、シャッター通りとなっております。七夕まつりなど一時的ににぎわうことはあるのですけれども、平時は全く閑散としております。この商店街の奥にかすかに神社が見えると思うんですけども、この神社、下の、真清田神社でございます。要は、この真清田神社というのは、尾張一宮という、一宮という地名はそこからきているわけですが、尾張の国の一宮という大変由緒のある神社でございまして、全国から神社ファンの方がいらつちやうなわけですね。ですから、私などは、そういった方々がこの向かい側の本町通商店街に来て、いろ

近年、行政事業レビュー等での指摘を受けて商店街予算が大幅に削減されたと聞いておりますけれども、大幅削減に至った理由は何でしょうか。

○政府参考人（豊永厚志君） 御指摘のように、商店街の補助金は減少傾向にございます。長く見れば五年前の予算の約半分になってございますし、

○安井善沙子君 指摘を受けてそういうふうにし  
フトしているというふうに理解しますけれども、  
厳密に費用対効果ということを定量的に測定した  
わけではないのかなというふうに思います。  
それでは、今実際のそれぞれの補助金を交付す

二年後について見ますと、今の一年後の数字でございすけれども、二年後にしますと少しずつ実は落ちてございまして、歩行者通行量が増加したのが六六%、売上高が増加したのが五八%となつ

○政府参考人豊永厚志君　全国の商店街、一万二千とも一万三千とも、確かにございます。これは商店街という定義で、総務省の調査に、三十戸だったと思います、三十戸以上の商店が比較的接近している場合を商店街と称するという統計的なものでございまして、それが一体的な商業組合を形成しているかどうかというのはまた違うという御理解の下にお話しさせていただきますと、この一万三千のうち、共同での補助金に申請をしてきた数という意味では二%になってございます。

す。これは、補助の要件に合致するかどうか、また自己負担として三分の一を出す余裕があるかどうか、またそのことについて組合なら組合の賛同を過半数という形で得られるかどうかというようなプロセスの中で絞り込まれてきてこの結果に至っているものと考えています。また、これは推測でしかございませんけれども、予算の伸びも、伸びといいますか減少傾向にあることも多少影響しているのかもしれない。

以上であります。

○安井美沙子君 様々な理由があるかと思いますが、私と同じような推測をしています。

いずれにしても、応募率が低いということはやはり事業の設計に何か問題があるということでは、全体の予算は削減されて無駄をなくしてきたというふうには考えるわけですが、それにしても、効果がないもの、あるいは応募が少ないものを続けていってしまうのがない、むしろ私は予算を増やしても効果のある事業をしていただきたいというふうには思うんです。

ハードを削減、いわゆるハード、ソフトの区別も単純ではないというふうにおっしゃいましたけれども、いわゆるアーケードとかのハードはやめて予算の削減はしてきたと、これは第一歩だと思っています。そして、第二歩として、今度は時代の趨勢に合ったハードとソフトが合わさったものに変えてきたという第二弾があったわけですから、これも、これをやってもまだ応募率が少なく、そしてまた、売上高や歩行者通行量、激増するわけではない、こういう事態を受けて、またそろそろ三段階目に入ってもいいのではないかとというふうに思っております。

さて、こういった状況で今予算が削減されている、そして一つ一つの補助金の規模が小さくなってきましたと、一回補助金を受けて、それでもって商店街が劇的に活性化するということはなかなか想定しにくいのです。そうなりますと、商店街の支援において他省庁との事業の連携をすべきではないかというふうに私は考えています。

例えば、内閣府の中心市街地活性化事業との連携をもう少ししてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○国務大臣(林幹雄君) 中心市街地活性化を、全体を視野に広げて取り組むことは個々の商店街の活性化にも有効と考えます。そのためには、商店街のみならず、地方自治体や住民など地域関係者が目標や方向性を共有して、一体となって取り組むことが大事だろうというふうに思います。

例えば金沢では、商店街が免税手続カウンターを設置する一方、まちづくり会社が中心市街地を回遊するバスを運行し、外国人観光客の商店街の誘致に成功した例もございます。

そして、先生御指摘の、いわゆる日本版CCRCのことを取り上げているんでしょうか。(発言する者あり) そうですか、はい。

○安井美沙子君 次は、その内閣府の日本版CCRC構想と商店街支援のドッキングというか連携についてお聞きしようと思っております。

商店街、幾らいろんなにぎわいの仕掛けをして、必要がなければ行かないわけですよね。CCRC構想というのは、やはり生涯活躍の町、それから介護、医療の機能なども含めてということなので、結局、高齢化社会で必要なものがそこに集まるのではないかとというふうに想定するわけですから、そうすると、商店街にその機能を埋め込むことで自然と人が集まるのではないかと、そんなことを考えましたものから、先般、地方創生の方で成立したばかりのCCRC構想と連携というのはいかがかと思ひまして、質問させていただきます。

○国務大臣(林幹雄君) 安井先生御指摘の日本版CCRCは、中高年者が希望に応じて地方や町中に移り住み、コミュニティづくりを進めていく取組というふうな承知をしているところでございます。これによって、地方の商店街におきまして中高年者による人の流れが生まれ、商店街での買物が行われる可能性があるわけでございます。

現在、経産省では商店街がNPO法人等と連携して行う高齢者・子育て支援サービスの提供等に、対して支援を行っているところでございまして、その中には、愛媛県四国中央市の川之江栄町商店街においてNPO法人が空き店舗に子育て支援・高齢者コミュニティ施設を設けたという例などがございます。

日本版CCRCなどの施策と連携しつつ、商店街の活性化を後押ししてまいりたいというふうに考えております。

○安井美沙子君 もう一つは、先般この委員会でも成立させました中小企業経営強化法でございます。これ、サービス業の生産性を高めることを目的としております。小売はまさにサービス業でありますけれども、空き店舗が埋まらない理由としてアンケートの結果で店舗の老朽化というのを挙げる方が多いわけですから、これを改修する場合に所定の手続を踏めば設備投資減税や金融支援を受けられるんでしょうか。

○国務大臣(林幹雄君) 中小企業等経営強化法案は、我が国が業種ごとに生産性向上の優良事例を、我々の形に分かりやすく示して、中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すものでございまして、小売業についても指針を作成をいたします。本法案の認定を受けることにより固定資産税の軽減や金融支援などを受けることができますし、店舗の活性化に資するものと考えております。また、共同申請を柔軟に受け付ける、あるいは申請負担を軽減するなど、小規模事業者を含めた商店街を構成する店舗に幅広く法案を活用していただくことを考えているところでございます。

こうした取組によりまして、本法案が商店街の活性化に貢献できるよう取り組んでまいりたいと思います。

○安井美沙子君 今三つほどの事業との連携について聞かせていただいたわけですが、いずれも私は可能性が大いにあると思います。是非、商店街支援という単独で進むのではなく、こういったこともこれから積極的にお願いをしたい

と思います。

最後に、この商店街についてですけれども、シャッター通り化をしている、衰退をしている原因、構造的な原因として、高齢化や設備の老朽化、近隣への大規模店出店などがあります。こういうものを解決しなければ商店街を活性化するのはどのつまり難しいわけですが、こういった厳然たる厳しい事実に対しての大臣の認識と、取り組み上でのビジョンをお聞かせください。

○国務大臣(林幹雄君) これまた安井先生御指摘の構造的な課題に対応するためには、地域商店街活性化法に基づいて策定された基本方針にあるように、地域住民のニーズを適確に捉えた取組を進めることが必要だろうというふうに考えております。例えば長野県佐久市の岩村田本町商店街では、長野新幹線の開通によりまして、駅近傍への大型商業施設、イオンですけれども、この立地などによりまして顧客が離れてしまっており、この流れを変えるべく、病院や学校などが商店街の近隣に立地していることを踏まえて学習塾あるいは託児所などを開設するなど、地域住民のニーズに根差した密着型の商店街活動を実施したその結果、空き店舗数が減少するなど成果を上げていくというふう聞いております。

こうした商店街の取組に加えまして、経産省では、さきに述べたように、中心市街地活性化、あるいは店舗の生産性向上を図る経営力強化法などの施策を講じているところでございまして、これらを連携させまして、地域住民のニーズに正面から向き合って構造的な課題の解決に取り組む商店街を支援してまいりたいというふうに考えております。

○安井美沙子君 今日の議論の中で出てきた論点、これから具体的な政策に落とし込んでいただきたいと思います。ただ連携するというだけでは抽象的ですので、実際の連携をして新たな商店街支援をしていただくことを心からお願ひいたします。商店街、非常に地方創生にとって大事だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後の時間を使いまして、全くまた違うテーマに移りたいと思います。毛皮の品質表示の問題です。

少し前まで毛皮というのは高級品のイメージでしたけれども、今ではふだん使いの衣類や雑貨などにも気軽に使われています。例えばコートの襟にファーが付いていたり、女性のバッグや手袋などにファーがあしらわれていることは珍しくありません。

家庭用品品質表示法に基づく表示規程には、革又は合成皮革は指定されているんですが、毛皮はありません。それはなぜかというと、毛皮は一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品又は雑貨工業品には当たらないとの判断によるものと、質問主意書に対する答弁書でお答えをいただいております。これ、時代が変わったので、ちょっと時代に合せて変えていくべきではないかというのが私の問題提起なわけですけれども。

指定がないわけですから、表示規程がないわけですから、せめてということを経産省と業界団体で定めた自主的な任意の規定ではどういうことが定められており、どのくらい遵守されているのでしょうか。

○国務大臣(林幹雄君) 毛皮素材の表示につきましては、毛皮のなめしや縫製、卸売、小売など約五十社が加盟する一般社団法人日本毛皮協会におきまして、昭和五十五年、ちよつと古いんですけども、同協会会員が対象とする毛皮素材の品名表示に関する規定を自主的に定めたものと承知しております。この規定の策定、運用につきましては経産省は関わっておりません。

具体的に商品に表示すべき項目として、ミンクなどの種類、あるいは染色などの加工処理名、そしてまた使用部位の名前などが定められておりまして、この自主規定は会員のみを対象としたものではありますけれども、会員だけではなく、関連業界も含め、セミナーなどを通じた積極的な周知活動が行われているというふう聞いています。

ろでございます。

○安井美沙子君 毛皮の表示が義務付けられていない、この自主規制だけになりますと、要は知らないで毛皮製品を購入、使用してしまう可能性があるわけですね。動物愛護の観点から毛皮を回避している人でさえ、皮肉なことに、動物好きだからこそ、ふわふわした襟やバッグがかわいいなどといって本物だと知らずに使ってしまうこともあるわけです。今はフェイクファーの技術が向上しているものですが、リアルファーとの区別が付きにくくなっているということがあります。私も毛皮の購入、使用をしたくないので、その物の臭いを嗅いで確認したり、あるいは店員さんに聞くわけですが、これも、店員さんこれがリアルかフェイクか分からないことがあるんですね。

こういった現状がありますし、法律が制定された昭和三十七年とは時代が変わっておりまして、最初に申し上げたように、毛皮が必ずしも高級品でない、あるいは気軽に一部に使われているということがありますものから、この家庭用品品質表示法に基づく表示規程の革又は合成皮革というものに毛皮を加えるべきだと思っております。この見解について、政府参考人と大臣、両方、答弁をお願いいたします。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。消費者庁におきましては、平成二十六年に規制改革実施計画、閣議決定されておりますが、これに基づきまして、これまで、事業者団体等に対するアンケート調査また意見交換などを通じて家庭用品品質表示法による規制に関する要望を把握しまして、一般消費者のニーズを踏まえつつ、指定品目や表示内容の見直しについて検討を行ってきたところでございます。この検討過程におきましては毛皮につきましても表示を義務付けるべきとする意見が見られなかったということもございまして、現時点におきましては、この家庭用品品質表示法の規制の対象にするとの検討は行っていないという状況でございます。

今後、毛皮を規制の対象とするかどうか、またどのような事項を規定するのかという判断をするに当たりましては、品質表示に関する一般消費者のニーズでありますとか毛皮に関する表示の実態、これを把握するとともに、さらに専門的、技術的観点から表示内容の実現可能性なども検討していく必要があるものと考えております。

○国務大臣(林幹雄君) 家庭用品品質表示法において対象とする品目については、消費者庁においてその趣旨の通り適切に判断されるべきものでございまして、経産省としてはお答えする立場にはないものというふうに考えております。

ただ、消費者庁におきまして検討がなされる場合におきましては、経産省としても必要な情報提供を行ってまいりたいというふうに考えます。

○安井美沙子君 消費者庁の方に重ねて伺いします。

業界団体である日本毛皮協会も、消費者に適切に表示することが公正な競争にかなうとの立場で毛皮の表示義務に賛成しているんです。先ほどの答弁ですと、そういった協会の側の意向は全然反映しておりませんでしたけれども、協会自らが表示義務に賛成しているということも踏まえ、また海外の表示の法規制なども捉まえて、更に御見解をいただきたいと思います。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。先ほど申し上げました検討の過程の中では委員御指摘のようなお話はまだ何一つありませんでしたけれども、今後そのような団体からの御意見などございましたら、必要に応じ、先ほど申しましたような観点で検討を進めていくことになるかと考えております。

○安井美沙子君 後段の質問にお答えいただいているんですけども、海外の法規制はどうなっているか、それについてどう思われているかという事です。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。平成二十二年度に消費者庁が行った調査によりますと、アメリカにおきましては、毛皮製品表示法によりまして、動物の毛皮又はその一部であつて、毛、羊毛又は毛皮繊維を有するものが規制の対象とされておりまして、毛皮に用いられた動物名、また製品に用いられた毛皮の原産国名などが表示事項とされております。

○安井美沙子君 そういったことを踏まえて、なぜ海外ではそういうことが当たり前になっているのに日本では検討すらしていないのか、その辺についてはどう思われますか。

○政府参考人(菅久修一君) お答え申し上げます。

委員からも既にお話ありましたとおり、家庭用品品質表示法は、一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品又は雑貨工業品、まあ毛皮ですと繊維製品、雑貨工業品というふうになるかと思いますが、そういうものが対象ということでございます。これまでは毛皮については高級かつ嗜好的な製品ということで対象になつていなかったというところでございます。

今後、先ほど委員御指摘のような団体からの御意見などがございましたら、必要に応じ更に検討していくことになろうかと考えております。

○安井美沙子君 団体からの意見のみならず世界の趨勢あるいは消費の現場を見て、今後も調査、進めていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。

今般の熊本地震につきましても、お亡くなりになりました方々に改めてお悔やみの言葉を述べたいと思ひますし、また、今なお不自由な避難生活をされている方々、また被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

今回は、住宅だけでなくいわゆる工場も被災をしたわけでございますけれども、報道にありますように、自動車部品工場が被災をしてそして全国の車体組立てが休止をするという事態もござ



いまして、いわゆるサプライチェーンの問題でございす。これにつきまして、ほかの電子部品工場も被災をしているわけでございますけれども、その後の影響、また回復の状況について今どうなっているのか。

また、今ほど同僚議員からも、いわゆる被災された事業者に対する相談窓口については、既に熊本、大分で二千三百件と先ほど答弁もありましたが、全国的にもどれぐらいの相談が来ているのかにつきましてまず答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(豊永厚志君) 委員の御質問が私が答える範囲に収まっているのかどうか分かりませんが、私の方で知り得ているところで申し上げます。

先ほどの答弁でも答えましたけれども、現在、特別相談窓口を熊本、大分、それから実はこの窓口に関わる全国団体、東京に多くあると思ひますが、全国団体にも置いておりますし、それから下請関係については、北海道から沖縄までのサプライチェーンもカバーするように全国四十七都道府県をカバーした四十八か所ということで相談体制をしいているところでございす。

加えて、現地にも常駐の職員を含めて行かせておりますが、その上で、被災状況ということであれば、サプライチェーン以外にも、当然直接被災を受けた事業者の方々、また観光のようにインバウンドなり国内の方々から大変なキャンセルをいただいている、苦しいという声も聞かれています。

このサプライチェーンにつきましては、そこに工場のある主な親事業者、被害を受けている若しくは被害を受けている企業と取引のある事業者というのとはかなり判明してございすので、現在、経済産業省全体の中で見れば担当課がございまして、その担当課の方でその被害の状況、また被害を受けた操業の可否、操業を停止するならばその期間ということを調査しているところでございす。私どもは、その一環として、中小企業にどういう影響があるのかということについて、その調査検討に参画させていただいてるところでございす。

います。

全国の相談についてのお話ございましたけれども、この趣旨がサプライチェーンということであれば、下請かけこみ寺での相談件数ですけれども、これについてはまだ二十件程度の程度に収まってございす。現場においてほかの、例えば商工会議所、また政府系金融機関における相談状況を見ますと、仕入先や納入先の被災、入荷の遅延等々についての相談が約全体の一割程度ございす。すなわち、ある時点での一割でございすので、今、二千三百件のうち一割と申し上げるのが適当かどうか分かりませんが、私どもはかなりの数字でそうした方々の心配が手元に届いているというふうには理解してございす。

○浜田昌良君 直接被害だけじゃなくて間接被害につきまして相談が来ているという状況だと思ひます。

今ほどございましたように、ある部品工場から部品が止まって全国の組立て工場が止まると。そうすると、ほかの県の部品工場さんが、自社は別に他県なので影響はないんだけど、納入が遅れてしまうと、親企業の状況によって。そして、結果として、その組立て工場が受領拒否をして、よって支払が遅れてしまふじゃないかと、こういう御心配もあつたわけですが、これにつきまして、公正取引委員会のQ&Aを見ますと、いわゆる下請企業に責任がある場合を除いて、既に発注があつた部品の納品については親企業が受領拒否を行うことは下請法上問題があるということ

は明確になっているわけでございますので、この辺の周知徹底をまたしていただくことによつてそういう不安が広がるのが止まるのかなと思つておりますし、また、支援という面では、セーフティネット保証四号、これは災害関連保証でありますけれども、これについては、直接被害だけじゃなくて間接被害、つまり納入先が被害を受けることによって自社が影響を受けるという場合もこれは使えるわけでございますし、かつ、これも制度上は前年同期比二〇％減という、基準が三か月間続

かないといけないわけでありすけれども、それが見込まれるというふうな状況は、被害があれば、もう現時点で見込まれる場合もありますので、こういうことについても、その三か月待つことなく臨機応変にやっていたくことを是非周知徹底を大臣のリーダーシップでお願いしたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(林幹雄君) 浜田委員御指摘の下請取引対策あるいはセーフティネット保証四号につきましては、支援策をまとめたガイドブックに掲載いたしました現地で配布をしているわけでございますが、中小企業支援サイトのミラサポにも掲載するなど周知普及を今徹底しているところでございす。

四月二十五日に、下請取引対策につきましては、八百六十四の業界団体に対して留意点を注意喚起いたしました。地震の影響を受けた下請事業者との取引関係の継続や優先的な発注を要請したところでございす。こうした周知を受けまして、全国四十八か所の下請かけこみ寺に設置しました特別相談窓口にいる相手が寄せられているところでございす。

また、セーフティネット保証四号につきましては、熊本県だけでなく、二十六日からは大分県においても発動しております。被災された事業者と取引関係があることによつて影響を受けている県内の事業者にも適用され、また被害の認定に当たっても柔軟な対応を取ることになつていくわけでございます。この内容につきましては、熊本、大分両県の信用保証協会及び民間金融機関を通じて周知を行っているところでございす。引き続き、被災されました中小企業の方々に必要な情報提供を行い、また支援に万全を期してまいりたいと思ひます。

○浜田昌良君 被災されました中小企業に対しては、当面は支払猶予であつたりとか、また、今ございましたように金融面ですね、政府系金融機関の融資だつたり保証というものが中心になつていくわけですが、その時期を越えて、

これから事業再開といひますか、復旧をされるとなつてきまして、先ほどございしましたように、金融制度だけじゃなくてやはり補助制度が欲しいなという声が上がってくるのは事実だと思ふんですね。これについてはいろいろこれから検討されていくんだと思ふんですが、今すぐできることもあることはあるんですね。

というのは、現行の本年度予算の補助事業の応募期間を長くしていただくとか、熊本枠をつくつておいていただくというようなことがございましたら、より有り難いわけですね。

既に経産省の方で検討していただきまして、いわゆる持続化補助金という、小規模企業の方々、五十万なり百万、これ商店のいわゆる改装をしたとか商品棚を替えたりするために使いやすいく補助金でありますけど、これについては実は締切りが五月十三日だったわけでございますけど、これについては延期をしていただくことをしていただきましたし、また、中小企業の省エネ補助金、これについては一億程度の上限までありますけど、これについても期限が四月二十二日だったものも、これも延期をしていただいたりして、一歩一歩していただいて、できることからしていただく、安心感を持っていただくこと。

あわせて、さらに、既に終わっているものにつきましても、今後補正予算の検討もありますので、是非それをもう一度、例えばものづくり補助金というのがあつたわけですが、これはもう既に四月十三日に締め切られておりまして、震災の前日ではありますけども、こういうものについても一千万なり三千万の補助金が三分の二あつたわけでございます。そういうものの熊本枠につくつていただければ非常に地元の方々も立ち上がりやすくなるのかなと。

さらに、先ほど商店街の補助金の話もありました。今ほどハード関係が小さくなつていふという話もありますが、実際、融資だけで二重ローンを抱えるのも大変な面もありますので、そういうものを検討いただきたいと思つておりますし、かつ、

いろんな上限についても熊本格的に、例えば持続化補助金というのは、あれ五十万円でありまして、雇用が増えたり輸出促進をする場合には百万円になったりという、枠がアップするという制度になっていったと思いますけれども、被災された方については枠をちよつと上げるとか、そういう検討を、既存予算の検討だけじゃなくて、今後補正予算が検討される中で、是非、林大臣のリーダーシップで御検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(林幹雄君) 十九日から中小企業庁の次長を常駐させて中小企業の被害状況や現場の声を伺っているわけでありまして、政府、被災者生活支援チームとの連携の下で、先日、私を本部長とする総合中小企業対策本部を設置したところでございます。

いろんな声を踏まえまして、二十二日に、持続化補助金など現在公募中の補助金については熊本県内の事業者の公募期間延長を決定したところでございます。

御指摘の補助金の熊本枠増設も含めまして、どのような支援が必要なのか、あるいはまた現場の声を踏まえて、今後検討してまいりたいというふうに考えております。引き続き、被災中小企業に寄り添いまして、適切な支援策を講じて復旧支援に全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

○浜田昌良君 是非、いろんな現場の声を受けていただいて、現場の事業者の方々が立ち上がれるように手厚い支援をお願いしたいと思っています。続きまして、地方版政労使会議について話を移りたいと思います。

この件につきましては、三月七日の予算委員会でも林大臣に要請させていただいたところでございますけれども、実は、昨年の都道府県別地方版政労使会議、四十七都道府県全部開かれたんですが、どうしても厚生労働省の地方労働局が中心だったものから、地方経済産業局の出席状況を聞きますと四十七都道府県で出席したのが二十

二という半分を下回っていたという状況もございまして、これについては是非、経産省も積極的に対応していただきたいなと思っております。

ちなみに、この前の三月七日の予算委員会でも塩崎厚労大臣からは、今後は政労使会議に金融機関の参加を得て生産性向上にも取り組むという話が合ったわけですね。これについてはかなり経産省と連携が必要となってくるんですが、どのように取り組んでいくのか、今年の開催の見込みも含めて、まず答弁いただきたいと思っています。

○政府参考人(山越敬一君) 地方版政労使会議でございまして、私も、昨年、公明党からの御提案をいただきました。私ども、各労働局から都道府県や労使団体にも働きかけを行いつつ、御指摘がございましたように、これまでに全ての都道府県において開催することができたところでございます。その中で、例えば働き方改革についての共同宣言の採択を行うなどの成果も上がっております。こうしたことも踏まえまして、今年度も更なる取組を目指していきたいというふうに考えております。

具体的には、今御指摘がございましたように、三月七日の参議院予算委員会におきまして厚生労働大臣からも御答弁申し上げたとおり、地域の金融機関にも会議への参加を呼びかけまして、その目利き機能を生かして地域の企業の実業性向上に向けた提案や議論をいただけるよう、現在、関係の部署と調整を進めているところでございます。こうした取組を通じて地方版政労使会議が地域における経済の好循環でございましてか労働条件の向上といった実を上げますように、厚生労働省といたしまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 今ほどございましたように、地域の金融機関に目利き機能があるので参加していただくという話もあったんですが、そういう意味では、金融と同時に、経産省のいろんな助成メニューも生産性向上には重要でございまして、経産省にはよろず支援拠点、四十七都道府県にあるわけで

ございますので、そういうものとも連携していただいて、是非、この地方版政労使会議、経産大臣のリーダーシップで積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(林幹雄君) 今御指摘ありましたよろず支援拠点において大手製造業のOBや中小企業診断士などの相談員が生産性向上についても助言を行っているところもございまして、そういう意味では、成功例を地域で広く普及させることは大変有効だと思っております。厚労省と協力してこのよろず支援拠点の取組事例を支援策と併せて地方版政労使会議に情報提供していきたいと思っております。また、この地方版政労使会議を主催する都道府県あるいは労働局からよろず拠点を参画の依頼があれば、積極的に対応するとうように促していきたいと思っています。

○浜田昌良君 よろしくお願ひしたいと思ひます。あわせて、今般、中小企業庁中心になっていた下請取引の実態調査、詳しくやっていたいただきました。これについては、調査のための調査に終わることなく、これをいかに取引の改善につなげていくかが重要でございまして、そういう意味では、中央の方でいろいろと対応するだけじゃなくて、四十七都道府県別にきめ細かな情報提供の場があるわけでございまして、ここで今回の下請取引の調査結果なんかも報告していただいて、より草の根から下請取引の改善、これも進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(林幹雄君) 昨年の十二月から産業界に対する大規模な調査を行いました。三月に結果を取りまとめまして公表したところでございまして。この結果については、今後、地方版政労使会議で報告してまいりたいと思います。さらに、関係業界へ周知するほか、年間五百回程度開催しております取引適正化の講習会などにおいても調査結果を報告してまいりたいと思います。加えて、今、浜田委員及び公明党の提言を踏ま

えまして、取引上の問題点を分かりやすくまとめた事例集を作成いたしました。大企業、中小企業双方に周知徹底をしていくつもりでございまして。この会議を含めまして、関係業界団体の会合なども活用いたしまして、草の根から中小企業・小規模事業者の取引条件の改善に取り組んでまいりたいと思います。

○浜田昌良君 安倍総理は成長と分配の好循環をつくり上げるとおっしゃいまして、そういう意味で、大企業中心の経済の果実というものをいかに中小企業に分配をしていくかという意味では、この下請取引を改善していくことがひいては日本経済にとつてプラスであると、物づくりにとつても、大企業の裾野がより強くなっていくんだというそういう企業風土をつくっていくのが重要だと思ふんです。そういう意味では、ともすると大企業は毎年毎年何%カットみたいなコストカットばかりを言うわけじゃなくて、ある程度下請を育てていくという企業風土、これをいかにつくるかというのが今後の日本の物づくりを強化する上でも重要だと思ひます。

そういう意味で、そういうことに熱心に取り組んでいる企業、大企業を顕彰していく、そういうことも重要だと思ひますが、これについて、大臣の今までの取組、今後の取組について御質問させていただきます。私の質問を終えたいと思ひます。

○国務大臣(林幹雄君) 取引条件の改善につきましては、毎年約二十万社の親事業者に対する適正取引の要請あるいはまた五百回以上の講習会を行うなど、望ましい取引慣行の普及に取り組んでいるところでございます。特に毎年十一月は下請取引適正化推進月間と位置付けまして、シンポジウムや集中的な講習会を開催するなどして普及啓発を強化しているわけでございます。

御指摘の顕彰に類似する取組として、このシンポジウムの中で取引適正化に積極的な事業者を紹介しているわけでございます。平成二十七年には全国八会場、約千名の参加者に対して延



べ六社から適正取引化の体制や活動の優れた事例を発表していただいたところでございます。

今後とも、取引条件改善に向けた企業風土の定着に向けまして、様々な方策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 終わります。

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

原子力規制委員会は、四十年超えの原発で初めて高浜原発の一、二号機が新規制基準に適合するということを決定いたしました。熊本地震が続いているという下で、老朽原発の運転、二十年延長合格ということで大変不安が広がっているのは事実だと思います。周辺の自治体の首長からも慎重な対応をしてほしいという声が上がっているのも当然のことかと思えます。

そもそも、東電福島原発事故を受けての法改正ということで、四十年運転の期間制限、これ導入したという経過があるわけです。この高浜原発一号機、二号機、いずれも四十年を超えているわけで、原則からいえば廃炉の対象じゃないのかと思えますが、いかがですか。

○政府参考人(櫻田道夫君) お答え申し上げます。

原子炉等規制法の第四十三条の三の三十二第二項におきましては、発電用原子炉を運転することができ期間が四十年と定められております。また、同じ条文の第二項におきまして、その期間について、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができるという規定がございます。

この運転開始後四十年を経過する原子力発電所につきましては、運転期間を延長するかどうか、この申請を行うかどうかというのはこれはもう事業者の判断でございますけれども、高浜発電所一、二号機につきましては、平成二十七年の三月十七日付けで申請が提出されております。これは新規制基準適合性に係る申請でございます。さらに、同年の四月三十日付けで運転期間の延長の申請というものを提出されております。こういった申請につ

いて許認可に係る処分を行う、そのために必要な審査を行うというのは、これは原子力規制委員会の役割でございます。

ということがございまして、原子力規制委員会としては、審査を行った結果、先ほど委員からお話ございましたように、新規制基準適合性に関して本年四月二十日付けで設置変更許可を行ったところでございます。ただし、運転期間の延長認可の申請につきましてはまだ現在審査中でございます。申請内容が基準に適合しているかどうか厳正に確認している最中ということでございます。

○倉林明子君 そういうことではいろいろ手続も残っている中で、実際の廃炉になるかどうかというこの期限でいけば七月七日になるということだと思ふんですね。

その上で、四十年前といえどどんな時代だったかと。パソコンもなければ携帯電話なんていうのもほとんどないという時代でして、この間の技術進化というのは本当に著しいものがあつたと思うし、そういう意味でいうと原発も私は例外ではないというふうにいるわけですね。

古い原発ということで様々な論点がございます。その中で、ケーブル問題、可燃性だということ、それも長さが千三百キロに及ぶということですから、新幹線が東京から鹿児島までぐらいの距離になるといふんですから、これをどうやって燃えにくいケーブルに替えるのかということが一つ挙がっていたかと思えます。

そこで、現時点で燃えにくいケーブルに一体どれだけ替えることになったのか、そしてその工事はいつまでに完了するのか、部長、どうぞ端的にお願いしたいと思います。

○政府参考人(櫻田道夫君) お答えいたします。今委員御指摘のとおり、この高浜発電所一、二号機の中で、難燃化、燃えにくくする工事が必要なケーブルというのが約千三百キロございます。そのうち約六割を難燃ケーブルに取り替えるという計画であるというふうに承知してございます。残りの約四割につきましては、防火シートで覆う

等の対策を講じることによって難燃ケーブルと同等以上の難燃性能を確保する、こういうことを確認しているところでございます。

この工事にどのくらいの期間が掛かるかということでございますが、これは、ケーブルの工事そのものについてではございませんけれども、火災防護対策を含めた発電所全体の工事の竣工時期というのが申請に書かれてございまして、事業者の申請によりまして、平成三十一年十月を工事の竣工時期とするという計画が示されてございます。

○倉林明子君 難燃ケーブルに限ったことではないけれども、全体として工事の完了の見通しということでは示されているのは二〇一九年ということになりますか、十月になるんだということですか。

つまり、工事計画の認可でいうと、計画ですから、計画でいうと、これが今年七月七日までに出不いと駄目だと。廃炉にするかどうかの期限になるんだけれども。そこまででよしと。つまり、対策工事そのものは期限まで完了しないでもいいんだということだったと思うんですね。

そこで、四十年前ということでもう一度振り返ってみると、建物の耐震基準でどうだったかと。新耐震基準、一九八一年、これ導入されてもいなかった時代となります。

そこで、耐震性についても確認したいと思うんですけれども、蒸気発生器、ここなどが、一次冷却設備ですけれども、どの程度の揺れに耐えられるのかということ、これは実証実験必要だと。当然だと思います。本体の実証実験もするんだということは何ておっしゃるのか、そして、これは時期をお答えいただきたいのと、その実験の結果がどうなるかということですね、耐震性に問題があるという場合はどんな措置がとられるのか、いかがですか。

○政府参考人(櫻田道夫君) お答えいたします。今委員から実証実験というお話がございましたけれども、これはちょっと手続がございまして、今御指摘のありました蒸気発生器を含めて耐震性

を確認するために必要な設計になっているのかと。これについては今、工事計画の認可の段階で、設計についての妥当性を審査します。これもまた審査中ということでございます。したがって、その後の時期については、なかなか見通しを申し上げるということは難しいということは御理解いただければと思います。

そして、今の考え方でございますけれども、設計の妥当性を認可した上で、実際にその設備工事が終わって、今度は検査になります。使用前検査という段階になります。この検査の段階で、実際の設備について試験を行って、設計のときに確認した条件に満足しているかどうかを確認すると、こういうことでございます。

もし仮に、これから認可をして、検査を行った段階で、その結果が満足できないということになった場合についての御尋ねもございましたが、そのような場合には、これはそのままでは使用前検査に合格しないということになるかと考えます。

○倉林明子君 工事計画が認可された後、実証実験が駄目だった場合、使用前検査、合格しないということだったんだけれども、前提にした工事認可、これ自身を取消するということがあり得るんですか。つまり、廃炉にするのかどうかです。

○政府参考人(櫻田道夫君) 使用前検査と工事計画というのは、先ほど申し上げましたように、工事計画は設計の妥当性を見る、使用前検査は実際に設備を見るということでございます。

使用前検査で不合格になったら工事計画を取り消すということには必ずしも直結することではないと考えてございます。

○倉林明子君 つまり、実証実験して駄目だった廃炉にしない、要は、規制委員会が了とするまで工事計画を出し直して、もう一回やり直すということが可能になるということだと思ふんですね。結局、取消しにはならないということですか。

○政府参考人(櫻田道夫君) またこれ仮定の話なので、現在、工事認可していませんので、この件

についてお答えするのはなかなか難しいんですけども、一般的に事業者が安全性の向上をするという観点から設計の見直しを行うという事はありますし、そのための工事をするために工事計画の審査が必要だということになれば申請してくる事になると思います。そのような場合には、ちゃんと審査をするということになるかと考えます。

○倉林明子君 要は、廃炉の期限ということで、四十年延長のこの期限というのが一体どうなるのかということと関わってくる問題だと思うんですね。結局工事認可オーケーだったら、その後は期限が結局なし崩しになるんじゃないかという懸念があるので確認をさせていただいているわけなんです。私、こういう形で、結局、四十年運転原則、骨抜きにするというようなことは絶対許されなないと思います。

そこで、国交省にも来ていただいています。確認をしたいと思うんです。建物の耐震についての一般論で伺います。

耐震、免震、これ、建物のダメージや揺れに対するどんな違いがあるのか、いかがですか。

○政府参考人(杉藤崇君) お答え申し上げます。耐震建築物とは、一般的に申し上げて、建築物の上部構造の構造躯体の強度あるいは粘り強さを高めることによって地震力に耐えるように構造設計された建築物のことです。耐震建築物には、鉄筋コンクリート造の耐震壁のように、主に構造躯体の強度で地震力に抵抗をする強度型の建築物と、鉄骨造の柱やはりによる骨組み加工など、主に構造躯体の粘り強さで地震力に抵抗する靱性型、強靱の靱という字を書きます、靱性型の建物に分類されると思います。

一方、免震建築物といえますのは、建築物の基礎と一階との間などに免震ゴムなどの免震装置を配置をいたしまして、これによって地盤から建築物の上部構造に伝わる地震力を小さくするように構造設計された建築物のことです。

個々の建築物における地震時のダメージや揺れ

は、これは地震の周期や建築物の構造設計の内容、目標によって異なります。仮に上部構造を同じ構造躯体とした場合には、単位周期が卓越する地震動に対しては、耐震建築物よりも免震建築物の方が地震時のダメージや揺れは小さくなる傾向にありますけれども、一般的に耐震建築物は免震建築物に比べて上部構造の構造躯体の強度や粘り強さを高めることから、どちらの構造の方が地震時のダメージや揺れが大きいかということにつきましては、これは設計目標とする地震力のレベル等に依存するのであって、一概に申し上げることはできません。

○倉林明子君 この間、様々な大地震を経験する中で、公共建築物、とりわけ官公庁などは免震構造へ建物、更に地震に強くするためにということで、建て替えも進めてきたと。つまり、揺れない構造にすべきだということで、免震構造への転換、進められてきたと思うんですね。できるだけ素人にも分かりやすい説明をお願いしたんですけど、余計分からない説明だったのは非常に残念だと思います。

そこで、耐震性で、高浜に戻りますけれども、重大事故の対応施設である緊急時対策所、これがどうなっているかということです。規模や求められる機能というのは改めて確認しません。端的に、高浜三、四号機との関係について御説明いただきたい。

○政府参考人(櫻田道夫君) 高浜三、四号機との関係ということでございますけれども、今回設置変更許可を行ったものは、一号機から四号機、全ての号機が運転するという前提でございます。したがって、緊急時対策所につきましても、この一号機から四号機全ての対策を一度に行える、そういう設計として確認をしております。

○倉林明子君 新たな緊急時対策所というのは、一、二号機が動かさないことを前提にして三、四号機が認可された経過がありますので、これは確認ですけれども、新たな今回の緊急時対策所の完成がなければ、高浜三、四号機については稼働しな

い、よろしいですか。

○政府参考人(櫻田道夫君) お答えいたします。そうではございません。

高浜三、四号機につきましては、現時点において既に緊急時対策所がございます。そして、今申し上げた一、二号機が運転するまでには緊急時対策所を造る、新しいものを造るということになります。したがって、それができるまでの間は、現在存在する緊急時対策所で高浜三、四号機の運転をすることについては問題ございません。

○倉林明子君 そこで、資料を見ていただきたいと思うんですけども、一枚目は今回の一から四号機で出されました高浜の緊急時対策所の設置の図面でございます。緊急時対策所はブルーで囲っておりまして、その斜め左下に免震事務棟ということになっています。

これ、二枚目を見ていただきたいんですけども、ここには島根原子力発電所の免震重要棟のものが既に工事が完成したもののホームページから転載したものでございます。これについては、黄色でラインを引いたところを見ていただきたいんですけども、今後、国による適合性確認審査や検査を受けた後、緊急時対策所として使用しますと。大きな違いは何か。つまり、免震棟の建物の中にこの緊急時対策所があるかないかなんです。わざわざ何でこれ別になつてくるのかということ是非常に問題だと思っているんですね。

私は、緊急時対策所が免震棟の中にあつてこそ新しい新規制基準の要求水準が満たされるんじゃないかと思うんです。安全基準について後退があつてはならないと考えますけれども、最後、委員長、それから大臣に伺つて、終わります。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 緊急時対策所は、その機能を求めているのであって、それが耐震構造か免震構造かということについては私どもはそこはきちんと審査の中で評価していきます。

それで、島根の方の免震棟ですけれども、これは最近になりまして基準地震動が上がりまして、免震棟がこのままでは使えないということで、別

途耐震構造の緊急時対策所を造るというふうに変更するという申請とか打診が来ています。まだ変更申請までは出てきていませんけれども、そういうことが出ています。

ですから、大きな地震動を仮定した場合にはなかなか免震棟で全てそういったものを賄うという対処するというのが難しいということの中で耐震構造という選択がされているというふうに理解していますので、私どもとしてはきちんと我々の審査基準に基づいて評価していきたいと思っております。

○国務大臣(林幹雄君) 緊急時対策所につきましては、原子力規制委員会は、免震でも耐震でも性能基準を満たしたものであればよいというふうにしているというふうに承知をしているところでございます。各事業者は緊急時対策所についてその性能基準を満たすよう取り組んでいるものと認識しておりまして、原子力規制委員会によって厳格な審査が行われることを期待いたします。

その上で、各事業者が一度表明した方針についてそれを変更する場合には、周辺住民を始めとする関係者に対して丁寧に説明することが大切だというふうに考えているところでございまして、経産省としても電力会社に対し丁寧な説明を促していきたいと考えております。

○倉林明子君 終わります。

○清水貴之君 おおさか維新の会の清水と申します。よろしくお願いたします。

私は、エコカー、電気自動車や水素で動く燃料自動車の普及についてお聞きしたいと思えます。先日、経済産業省の方で、今後、二〇年時点ですべての普及目標としていくのか、若しくは三〇年時点ですべての普及目標を公表されたいと承知をいくのか、こういった目標が発表されたいと承知をしております。

発表の内容そのものについては新聞などにも出ておりますし承知をしているんですけども、それに向けて、どのように目標達成に向けて今後戦略的に進めていくのか、まずはその戦略面をお聞

きたいと思ひます。

○政府参考人(糟谷敏秀君) この間普及の目標を立てまして、具体的には二つの戦略で考えております。

一つには、車両価格でございます。車両価格の低減を図ることです。現在、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、それから燃料電池自動車、この普及のためには車両価格の低減が重要でありまして、このため、車両購入者を対象にいたしまして車両価格の一部を補助をして、早期需要をつくり出し、量産効果の発現を促していくというのが一つの柱でございます。

また、もう一つの柱は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の普及に不可欠なインフラの整備でございます。充電器ですとか水素ステーションといったインフラの整備を支援をして、普及に向けた環境整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○清水貴之君 その今後の目標に対してということで、私、地元で移動用に使っている車が、プラグインハイブリッドの車に乗っております。この経産委員会に来る前、去年まで環境委員会にいたということもありまして、自分で実際にどういった車なのか体験してみたいなということでプラグインハイブリッドを使っております。非常にいいところもたくさんありますし、一方でこういったところをもっと改善してくれたら普及に対してプラスになるんじゃないかと感じるところも、もう一年半ぐらい使っておりますので、二年ぐらいかな、使っておりますので、思うところも多々ありまして、その辺りを踏まえて質問させていただきたいと思ひます。

まずは、コストの面なんです。プラグインハイブリッドですから、ガソリンでも動きますし、電気でも動きます。環境のことを考えたら電気充電していいと思うんですが、恐らく、一般の家庭で、自宅で充電ができてそれほど速く、速くしない方にとっては、しかも、夜間電力、安い電力などを使って充電する方にとっては、一

回の充電で走れる距離が私の車でしたら五十キロですので、非常にメリットが大きいんじゃないかというふうに思ひます。

一方で、今は集合住宅、マンションなどに住んでいらっしゃる方も多いです。私も事務所でも自宅でも充電はできる環境にはないので、外で充電を必然的にすることになります。そうすると、まず充電費用が掛かるわけですね。

今いろいろ問題の、私は三菱の車で、三菱の販売店で充電すると大体一回充電して百五十円、これで五十キロぐらい走るわけです。これは非常にコスト面でメリットがあるんですが、ほかのところ、高速道路とかコンビニとか、今ショッピングモールとか様々な場所に置かれていますが、これで充電をしようと、大体三十分充電して満タンになるんですけども、三百六十円。これ、計算すると大体リッターで十六キロぐらい走るということになります。ほかの自動車メーカー、これは日産などで充電をしようと高いお金が掛かりまして、三十分で四百五十円ぐらい掛かるわけですね。そうすると、大体リッター十二キロぐらいになって、プラス月会費など、これ年会費とか掛かってきます。

そうしますと、ガソリンだけで走っても、細かい話で大変恐縮なんです、私の車というのは大体十三キロぐらい走りますので、三菱で充電をしたら非常に、自分のところで充電したらメリットはあるんですが、ほかで充電をしようとガソリンの方が今ガソリン価格安いから、もう安くなってしまうんですね。

としますと、わざわざ充電をしに行つて、三十分待つて、ガソリンより高いお金を払つて、しかも走行距離も短くてとなかなか、正直なところ今ほとんど電気として私の事務所の車は使っておりません。もうガソリンだけで走っている状況なんです。大変もったいないな。いい車だなと思ひます。環境にも優しいんですけど、この辺改善していただかないと、聞かれた場合に、ああ、いいよ、非常にコスト面でもいいし環境に

も優しいしつてなかなかこれは使っている実感から言えないなというふうに思ひまして、この辺のコストの面でも何かしら対策などを打つべきではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) まず、充電の仕組みについて、委員重々御承知のこととは存じますが、これも、現在、充電カードというのを発行する仕組みになっております。これは、一枚の充電カードで設置主体の違う多数の充電器を利用できるように、平成二十六年の五月に日本充電サービス合同会社というのを立ち上げて、そういう充電のカードの共通化を図つておるといところでございます。現在、公共用の充電器が約二万基あるわけでありまして、そのうちの一万三千基についてはこの共通の充電カードで利用可能になっております。

このカードを発行する主体でありますけれども、自動車メーカーもありまして、自動車メーカー以外の主体もございまして、自動車メーカーが発行する場合には、自社の電気自動車の所有者とか使用者に限定して発行するというケースが一般的であるというふうに承知をしております。これは、自社の電気自動車の販売促進ということの目的も兼ねたものだというふうに理解をしております。

これ以外に、対象者を限定しない複数のカードがございまして。我々は、こういう複数の発行主体がお互いのぎを削つて競争することによって、充電に掛かるコストというのは低い方に低くして、というふうになることを期待をしております。結果として競争を通じてユーザーの利便性が向上することを期待をしております。

他方で、現在の、先ほど三菱自動車というふうにおっしゃいましたけれども、三菱自動車の設置した充電器以外のところで充電をされた場合の価格であります。これも幾つかのプランがあつて、それによって値段は違うようでありましてけれども、高いものでいっても一キロワットアワー充電

するのに掛かるお金が大体二十四円弱ぐらいではないかなというふうに考えております。現在、東京電力の深夜電力が二十・七八円でございますので、それに大体匹敵するような価格で充電できるということではないかなというふうに思ひます。

ちなみに、ガソリンの自動車と電気自動車との比較をちょっとさせていただきますと、これは、例えば同じキロ走つた場合のコストということと比較をさせていただきますと、ある電気自動車について、一キロワットアワー当たり大体九キロメートルちよつと走るといふ車でございますけれども、これを先ほど申し上げた深夜電力で充電をいたしますと二千二百円余りになります。千キロ走るのに掛かる電気代二千二百円余り。充電と放電のロスがあり得るじゃないかという御指摘もあるうかと思ひますので、保守的に見て五割ぐらいのロスを見込んで二千四百円弱ということでございます。

他方で、ガソリン車の同じ車格の車はリッター十八キロメートル走るといふ車でございます。直近の東京におけるレギュラーガソリンの価格が百二十・五円でありまして、これで計算しますと、千キロ走るのに掛かるコストは六千七百円程度というところであります。先ほどの価格に比べて三倍近く高いということであります。そういうことを前提としますと、まだ一般的に電気自動車のランニングコストはガソリン車に対して優位があるのではないかとこのように考えております。

○清水貴之君 今、深夜電力というやつばり単語が何回も出てきて、それはそうだと思う、一番安い電気を使って充電をしてというのはそうだと思います。でも、それは使用者のなかなか実感とは合っていないというふうに私は使っている側からすると感じるんですね。

さっきも申しましたけれども、家で毎日のように充電できる、夜中に充電できる方は非常にそれでいいと思ひますが、充電器を使うという方、充電設備に行かなきゃいけないという方にとっては、深夜電力というのは、それはデータが一番低

いところだけを、電気料金が安いところだけを使ったデータになりますから、それこそデータの公平な私はい方ではないと思いますね、電気料金というのは深夜だけではもちろん充電ができなわけですから。その辺り、実際乗っていて、コストは僕は、私の車はそれほど小さい車じゃないですけども、ガソリンより電気の方が高いコストが掛かるというのは、これはもう感じておりますので、ちょっと確認をしていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 先ほど深夜電力で計算して申し上げましたけれども、東京電力の従量電灯Bという料金体系、これ一般の家庭の電気料金第三段階の価格が二十九・九三円でございまして、一キロワットアワー当たり。これで計算いたしますと先ほどの充電電のロスを入れても三千四百円弱ということで、ガソリンの同じ車格の車でいきますと六千七百円ありますので、それでもまだ二倍ぐらいの違いがあるというふうに考えております。

それで、各社の充電カードの単価でありますけれども、急速充電と普通充電で相当キロワットアワー当たりのコストが違うという特徴がございまして。例えば、三菱自動車の系統のカードで一般の、つまり三菱自動車以外の方が設置をされた充電器で急速充電をした場合の一番高い価格が一分当たり十五円なんですけれども、これで充電をしていただきますとキロワットアワー当たり大体二十円弱ということになりますので、そういうことで考えますと、先ほどの第三段階で見ても、ガソリン車に比べるとまだ半分ぐらいの、二分の一ぐらいのコストだということからしますと、結果的にガソリン車に対して電気自動車のランニングコストの方が優位があるということは変わらないというふうにはないかなというふうに考えております。ただ他方で、電気自動車の充電の際に大体一分幾らという課金なので、これでどれだけ充電できたかというところがなかなか直ちに結び付かない

というところもございいます。他方で、キロワットアワー当たり幾らというような形で課金をしようとする充電器に全部電気メーターを付けなきゃいけないということがあるんでありますけれども、ちょっとその辺分りにくいかなというふうな声もどうもあるようでありまして、その辺りを何か改善ができるのかどうかというのは一つの課題ではないかなというふうに考えております。○清水貴之君 コストの話だとちょっと細かい話になっていきますので。

制度についても、今おっしゃったとおり、本当にいろんな充電の設備とか設備の場所があつて、それによって価格も違っていたりして、非常にややこしい、複雑なんです。制度も変わつていまして、私が最初入ったときというのは、カード月会費千円だったか何か払えばもう充電し放題というものでしたので、非常にこれはコスト的にメリットがあるなと思つたんですが、急速、前触れなく制度が変わりまして、今はおっしゃったとおり一分幾らとかいう課金制度になつていくわけですね。

そうすると、コストのこともそうですけれども、急に制度つてこんなに変わつたら、今までの約束といひますか、思つたのと違うじゃないかというふうにもこれは感じるわけで、この辺の制度面の複雑さというのに関してもっと私はつきりするべきじゃないかと思つているんですが、これはいかがですか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) これは、まさに複数のカードを発行する主体の方々が、どういうカードを発行するとか一番お客様に受け入れてもらえるかという観点からいろいろ知恵を出し、工夫をされていくことだと思ひます。もし複雑であるということがマイナズだということであれば、むしろ単純な料金体系のカードを発行することとでカードの切替えをしてもらうということも可能になるわけでありまして、先ほど申し上げたように、自動車の販売のためにカードの発行をしていくケースが多いことを考えると、そういう分か

りやすいカードの方が自社の電気自動車の販売促進になるということであればそういうことにもなつていくのかなというのを思つておりまして、いずれにしても、マーケットの中でちゃんと競争を通じてより良いものになつていただきたいというふうに考えておるところでございいます。

○清水貴之君 今の話で一つよく分からないのが、かなりこれ税金も入つて補助金も入つていくわけですね。充電器の設置にも補助金が恐らく付くし、車の購入にも付くと思ひます。

経産省として、これは車を普及をさせていくための、それとも、各民間企業に任せて、民間企業が充電器を設置して、それを利潤のためにやることによつて普及をさせようとしているのか。その辺が、どういう目的でやつていくのかというのが私は見えないというのが非常にこれは強く感じるところです。普及をさせたいと、環境自動車をもつともっと普及させたいと、環境自動車をもつと、その辺の制度はつきりして、経産省主体で、税金も入れているわけですから、統一してやつたらいいと思ひますが、民間のやることですからというんでしたら、それはそれでまたこうやつて複雑になつていきますし、この辺りのそもその考え方がお聞きして、質問を終わりたいと思ひます。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 基本的に、こういう電気自動車などを普及をしていきたいという考え方に揺るぎはございせん。その上で、マーケットにおいていろんな民間の経営主体がしのぎを削ることにより良いものができるのではないかと、この考え方の下にやつていただいているところでありまして、委員御指摘のように、もしカードの料金体系が複雑であることが電気自動車の普及にとつてマイナズだということであれば、それは普及を図るという観点ではよろしくありませんので、考えていかなきゃいけない、そういうことだろうと思ひます。

○清水貴之君 以上で質問を終わります。ありがとうございます。○松田公太君 日本を元気にする会・無所属会の

松田公太です。

日本の各府県では様々なベンチャー政策が行われております。今国会、本委員会でもNEDOに関する審議が行われましたが、NEDOでも、研究開発型ベンチャー事業化支援や新エネルギーベンチャー技術革新事業を始めるいろいろな取組がなされているところでございます。しかし、我が国のベンチャー企業増加率は、残念ながら喜べる状況ではありません。

大臣も、アメリカ・バブソン大学またロンドン大学で行われておりますGEMという取組、これはグローバル・アントレプレナーシップ・モニターというんですが、この調査を御存じだというふうに思ひます。正確な起業活動の実態把握や起業の国への経済に及ぼす影響把握、こういったものを目指して立ち上げられたプロジェクトチームなんですけれども、このGEMが発表しておりますTEA、トータル・アントレプレナーシップ・アクティビティというものがあつたんですね。これは各国の起業活動率を示すものなんです。この直近の調査では、加盟国といひますが、これに参加している国々七十カ国のうち日本は何と六十九位ということ、先進国の中で本場に最下位になつてしまつているんです。これは、本場に日本の起業家精神といひますか起業家意識が非常に低いということを表しているんだというふうに思ひます。

また、経産省でこれ調査の依頼もされておりますけれども、VEC、ベンチャー・エンタープライズセンターというところがありますが、ここが出しているデータを見ても、やはり同じような、起業活動が非常に日本は低いんだということを言わざるを得ません。

日本では、ベンチャー企業が増えるという機運、これが全く高まつていないというふうに日頃私も感じていますけれども、林大臣は、このTEAという数値の低さを受けてどのような感想をお持ちなのか、また日本のベンチャーを増やすには何が欠けていて、どうしたらいいか、何が必要だと思

われるか、お答えいただければと思います。

○国務大臣(林幹雄君) ペンチャーに関しては、松田先生もう実践しているところでしょうから、私からということよりもですね。

御指摘がありました起業活動指数ということにつきましては、アメリカの一三・八%と比較して日本は三・八%という大変低い数字でございます。

ベンチャー企業が我が国において育ちににくいという背景としては、一つは起業家精神が低調であるとか、それから金融でありますけれども、銀行融資が中心であって、リスクマネー供給が不足をいたしまして、GDP比でいきますとアメリカの七分の一、韓国の二分の一にとどまっているというような状況でございます。また、一度事業に失敗すると全てを失ってしまうという取引慣行がまだ日本にはございます。こういったような多岐にわたる課題が存在しているというふうに考えております。

開業率、廃業率や起業活動指数の目標を達成するためには、まず起業家教育というんですか、そういったものとか、あるいは日本ベンチャー大賞の創設などを通じて社会の意識改革が必要だろうというふうに思っていますし、またベンチャー支援のための税制あるいは創業促進のための補助金などによる資金面での支援、それから経営者保証に関するガイドラインの周知普及など、これらを通じてベンチャーの創出に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○松田公太君 今大臣がもうそろそろおっしゃっていただいたこと、全て当てはまる私も思っております。間接金融、これが中心になってしまっている点であったり、また、全てを失ってしまうと、日本の起業家は、失敗すればという点、これは民法の改正等も含めていろいろ改善をしていかななくてはいけないというふうに私も思っています。また、教育の問題、もうそろそろあります。今日は十五分しかありませんので一つ一つ細かい話を私はす

る予定はないんですけれども。

このTEAという数字に着目しているわけですが、これ、昨年、日本で発表されました日本再興戦略ありますね、この改訂二〇一五、これにおいて、日本の現状の三・八%という数字を十年掛けて七・六%にしようという倍増計画が行われたわけですから、これは私はいく数値目標だということには思っているんです。

しかし、これ毎回お聞きしてしまつて恐縮なんですけれども、非常に不思議なのは、なぜ、このTEA倍増計画、これを打ち出すことができるのであれば、開業率、これは一〇%という目標を安倍総理が立てられたわけですから、これがいつまでたつてもその期限目標が設定できないのかなというところなんです。

そこでお伺いしたいんですが、なぜ、TEAは設定できるのに、開業率一〇%、これが設定できないのかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(保坂伸君) お答え申し上げます。

開業率一〇%という目標の達成には、政府の施策だけではなく、前提として社会の起業に対する意識の改革も必要とされるため、あらかじめ期限を決めてございません。

その一方で、起業者のみならず起業予定者も含めた割合である今御指摘の起業活動指数につきましては、開業率向上のために最低限必要な起業の意識を示す指標でございます。施策との関連や効果を評価しやすいなどの理由もございまして、まずはこれを補助指標として期限を設定しているものでございます。具体的には、施策効果が浸透する期間を考慮いたしまして、今後十年間で倍増させるという年限を設定しているものでございます。

○松田公太君 十分御存じのことだと思ひますので私が説明するまでもありませんが、TEAというの、やはり起業家精神、これから起業しようという方々であったり、起業してから三・五年たっている方々、そういった方々の増加率だと思

うんですけれども。私余り変わらないような気がするんですけど、その開業率。状況といいますか、それを醸し出すといえますか環境といえますか、教育を例えれば変えていってベンチャー起業家を増やしていきましようとか、若しくは全体的な経済、景気の状況、これを見て開業を志す人たちが増えるかとか。ですから、余り今の御説明ではちょっと理解ができないんです。一緒にやれないかなというふうに思っています。

そもそも、TEAがどのくらい伸びれば開業率がどのくらい伸びる、多分そういつたことをお考えで設定されているんでしょうけれども、その相関性をどう見ていらっしゃるんでしょうか、経産省では。

○政府参考人(保坂伸君) お答え申し上げます。

必ずしも相関性をこういうものであるというふうに把握しているわけではございませんけれども、開業率一〇%という目標の達成につきましては、社会全体の意識改革を必要といたしまして、政府の施策だけではなくて様々な要因の影響も受ける長期的な目標であるため、あらかじめ期限を決めていないということでございます。

○松田公太君 多分堂々巡りになっちゃうと思いますが、TEAを伸ばすに当たっても政府の施策だけじゃ無理だと思ひますよ、これは。やっぱり全体的な流れを変えていかないと、これは私、無理だろうというふうに思ひますよね。

いずれにせよ、その相関性を私は持つてやはりそういうTEAの目標をつくられたんだというふうに思ひましたんですが、そうじゃないということとでよろしいんですかね。

○政府参考人(保坂伸君) まず、社会の起業に対する意識の改革が一番最初に必要だということでは、TEAを使って最初の目標を設定したものでございまして、そこから次の開業につなげていくというふうに考えておる次第でございます。

○松田公太君 いずれにせよ、日本の未来というのは、かねてから申し上げてまいりますとおり、とにかくベンチャー企業、これが増えていかないと私

は絶対駄目だと思ひますね、経済の新陳代謝が行われないというふうに思ひますので。やはりTEAで目標を設定できたのであれば、私は、その開業率、これらがった見方をしますと、開業率、開業率の方が明確な数字として出てくるので、ちょっと設定しづらいのかなと。

TEAというのは、大変恐縮ですがけれども、どのようなアンケート調査を取るのか、どのような書き方にするかによってまたこの変動幅がちょっと大きいのかというふうに思ひます部分もありますので、そういったことを考えてまずTEAというところを設定されたのかなというふうに思ひますので、何度もこれ繰り返し申し上げていりますので、何度でもこれ繰り返し申し上げていりますので、そこに向かつての様々な施策というのは全く実現性を持たないと思ひますので、是非、開業率に関しても、一〇%難しいと今感じていますので、その期限を設定していただきたく思ひます。

それでは次に進みますが、今般、三菱自動車の燃費データの不正、これが明るみに出たわけですが、最近自動車を購入した方、今も清水委員からもお話がありました、またその検討をされたことがある方であれば、燃費はどの自動車を購入するかに当たって非常に大きなファクターなんです。自動車選びをサポートするようなサイトが今非常に多いんですけれども、必ずJC〇八モードの燃費、これを一目で分かるようにしているようなグラフ、そういったものも設定されているんじゃないんですけれども、三菱の今回の不正によつてだまされてしまった消費者への金銭的補填や日産への補償、また工場の生産停止によるサプライへの影響など、本当に大きな問題が出てきてしまっていると思ひます。

燃費性能は燃費基準を満たした車を購入した場合に受けられるエコカー減税と密接に関わっているということでありまして、省庁がしっかりとお墨付きを与える極めて公共性が高いものだという



ふうにするんですね。ところが、実態は、国の施設で行う走行試験のデータにメーカーが届け出た走行抵抗値というデータをこれを掛け合わせて単純に算出するという、非常に、私から言わせていただきますと、いいかげんな方法だったなというふうに思うわけです。

今回明らかになった不正は、国交省の審査で燃費性能を決める際、算出の基となる基礎データをメーカー任せにしていたということなんですけれども、国交省はこれを見直す方針だということについては聞いておりますけれども、性能や品質が税金と結び付いている製品というものは車以外にも多々ありまして、そこらも問題がないかということ、私は仕組みをチェックする今回機会なんだろうというふうに思っております。

例えば平成二十八年度の経済産業省の予算で五百十五億円もの予算が計上されておりますエネルギー使用合理化等事業者支援補助金ですけれども、これは設備システムの置き換えにより省エネ化を行う際に必要となる費用を、これを補助をするものなんです。そのトップランナー制度、この対象機器を導入する場合はその基準を満たす製品でなければならぬとされているわけですが、このトップランナー基準、これが各製品が満たしているかどうかということは、それを経産省の方でしっかり審査をされているのでしょうか。

○政府参考人(吉野恭司君) お答えいたします。御指摘のとおり、二十八年度からエネルギー使用合理化等事業者支援補助金、いわゆる省エネ補助金ですけれども、トップランナー制度の対象機器の場合にはトップランナー基準を満たす製品を補助対象としております。

このトップランナー制度でございまして、けれども、これは省エネ法に基づく仕組みでございまして、対象機器がトップランナー基準を達成しているかどうかについては、機器を製造又は輸入する事業者が同じくこの法律に基づきます告示で定められた測定方法に従ってエネルギー消費効率の測定を行い、事業者自らが確認を行っているものでござい

ざいます。

他方、国でございまして、これは、製造、輸入事業者に対して、個別の機器ごとに定めた目標年度におきまして当該事業者が出荷した製品のエネルギー消費効率と出荷台数の加重平均値について報告を求めまして、事業者ごとにトップランナー基準を達成しているかどうかを確認しているというところでございます。

一方、この省エネ補助金の運用におきましてですが、これは補助事業を実施した後、一年後に省エネ率の実績が報告されることになっておりまして、計画値に対してそれが未達の場合には支払済みの補助金の返還となる場合もあるというところでございます。

以上でございます。

○松田公太君 確認ですけれども、一つ一つの機器に関してそのチェックをしつかり行っているというところでよろしいんですね、その検査をして。

○政府参考人(吉野恭司君) 補助金の運用に当たりましては、個々の補助案件ごとに個々の事業者から、申し上げましたとおり、一年後に報告を求め、その結果として当初の計画値が満たされていない場合にはその内容に応じて返還を求めるところもあり得るということでございます。

○松田公太君 燃費といいますが消費電力の状況なんかを一年間しっかりと検査した結果、それを満たしていないという場合においては返還を求めるといふことなんです、それでは、まず最初にお墨付きをある意味与えてしまつて後から返還ということは、三菱で今回起きてしまつたようなことがやっぱり起きる可能性があるということではないですか。

○政府参考人(吉野恭司君) お答えいたします。その点に関しましては、この補助制度とそれから省エネ法に基づくトップランナー制度をこれは両方重ね合わせる形で運用してございます。基本的に、個々の製品に関しましては申し上げましたトップランナー制度の下で事業者が確認を行い、また国の方も目標年度における報告を求めて確認

をしている、こういう制度の下で、その基準に従つた製品を対象にした補助制度として運用しているというところでございます。

○松田公太君 当たり前のことなんですけれども、性能や品質の表示が不正なために税金が使われるようなことがあつてはならないわけです。政策目標をその場合は達成できなくなりますし、例えば省エネのですね。また、国民、消費者の信頼が害されるということにもなりますので。

今日は、最後にお願ひなんですけれども、元々質問で行おうと思つていたんですが、各製品の性能、品質、これによつて減税措置を認めている、補助金を出しているというもののうち、経産省所管のものが現在幾つあるのか、また政府全体としてしっかりと審査しているものはどのくらいあるのかということを一一つお聞きしようと思つていたんですが、なかなかちよつとその数字を出すのに時間が掛かるというふうにお聞きしましたので、昨日ですね、本日は資料要求ということにとどめたいと思いますが、是非後日、私の事務所まで資料を持つてきていただきたいんですが、お願いできますでしょうか。

○政府参考人(丸山進君) お答えいたします。御指摘の一定の性能、品質を満たした場合に補助金を与えているものというものにつきましては、今御指摘のありましたようなエネルギー使用合理化等事業者支援補助金などがございまして、正確な事業数、精査をいたしまして御報告をさせていただきますと思っております。

○松田公太君 以上で終わります。ありがとうございます。

○和田政宗君 日本の和田政宗です。まず、九州電力川内原発周辺のモニタリングポストの設置状況をめぐる朝日新聞による三月の一連の記事についてお聞きしたいというふうに思います。

私はジャーナリズム出身ですけれども、この記事を読んだときに、あれっ、これは果たして事実

の全てを捉えた記事なのかというふうに疑問に思いました。原子力規制委員会はこの報道について誤解が生じるおそれがあるとしておりますけれども、報道のどの部分が問題だと考えているのか、お答えください。

○政府参考人(片山啓君) お答え申し上げます。緊急時モニタリング体制の整備に当たりましては、自然放射線のレベルからの変化の把握、あるいは防護措置の判断に用いる二十マイクロシーベルト・パー・アワー、あるいは五百マイクロシーベルト・パー・アワーといった幅広い空間線量率を測定できる体制になっていくことが必要になります。具体的には、低線量用の測定器と高線量用の測定器を組み合わせて地域の実情に応じてしっかりと配置を行い、そして各測定器と防護措置の実施区域を対応させる、このことによつてUPZの全域で防護措置の判断が可能となる体制を取ることが必要だということに考えております。

朝日新聞の報道におきましては、高線量用の測定器と低線量用の測定器の比率に着目をして、半分の測定器が高線量域が測れないといったような報道になっていたかと思ひます。そういう意味で、我々は組み合わせてしっかりと測れる体制が大事だということに考えております、その点で誤解が生じるおそれがあるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、原子力規制委員会といたしましては、鹿児島県におきましては住民避難の判断を行うのに必要かつ十分な性能を持った線量計が適切に配置されていると認識をしております。

○和田政宗君 このような記事が出るに当たりまして、原子力規制委員会ではどのような取材を受けたのでしょうか。

○政府参考人(片山啓君) お答え申し上げます。朝日新聞の記者による当該記事に関する取材は、規制庁の課長に對しまして、対面取材が一回、その後、補足的な電話取材が複数回あったというふうに承知しております。



○和田政宗君 では、記事が出て以降、原子力規制委員会は朝日新聞にどのような対応を取り、現在はどうなっているんでしょうか。

○政府参考人(荻野徹君) 御指摘は、三月十四日付けと三月十七日付けで朝日新聞に掲載されたモニタリングポストの設置に関する報道かと存じます。これらにつきましては、読者に誤解を生ずるおそれがあるということでございますので、三月十五日付け、それから三月十七日付けで、原子力規制委員会のホームページにおきまして、事実関係、それから原子力規制委員会としての見解を公表いたしているところでございます。

○和田政宗君 その後、取材についての何か対応、具体的なものとしてはどういったものがあるんでしょうか。

○政府参考人(荻野徹君) まず、国民の皆様に対しては、ただいま申し上げたような形で誤解を解くための措置を講じたところでございます。その後、三月十八日でございますけれども、朝日新聞社の責任者に対して原子力規制庁の実務担当者から、誤解を招きかねない十四日の記事、十五日の社説等につきまして明確に修正がなされていないといったことから、こういった事実関係につきまして、口頭でございますが、厳重に抗議をしたということでございます。

○和田政宗君 新聞には独自の編集権があるわけですが、ジャーナリズム精神とは何かというのを考えましたときに、事実を恣意的に捉えるのではなく、事実をありのままに伝えた上で論評を加えることであるはずだというふうに思います。難しい問題で読者に誤解を与える可能性があれば、より詳細に、丁寧に、正確な報道を行うというのがジャーナリズム精神の根幹であるわけですね。

原子力規制委員会の田中委員長、今回の一連の報道についてはどのように考えていますでしょうか。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 先生御指摘のように、私もジャーナリズムにはそうあってほしい

ということを切に願っております。

今回の場合には、事実として、先ほど審議官の方から御説明申し上げましたけれども、きちっと測れるようになっていて、避難に必要な体制は十分整えていると。その判断をするのは基本的に私がしなきゃいけないので、そういうことについてもし心配があれば、そういうことについて当然私の方から指示するわけですが、そういう状況にないものを、元々測れないのを分かっているから二種類の測定器を一緒にして全体をカバーできるようにしているものを、半分測れない、高い方は測れない、だから避難指示もできないというふうなことになりますと、周辺の自治体とか住民の方に必要のない、意味のない不安をもたらすことになります。

そういったことにおいて、私は、私自身もマスコミにはそれなりの気概を持って是非住民に対してもきちっとした報道をしていただきたいという期待もありましたので、少し、当時はかなりきつい言い方として私の方からも委員会で抗議をしましたが、その後も事務方の方でいろいろ、先ほど次長の方からありましたような対応を取らせていただいたという経緯であります。

○和田政宗君 ありがとうございます。  
では次に、熊本地震に関連しまして、BCP、事業継続計画についてお聞きをしたいと思います。うふうに思います。

BCPにつきまして、まず、五年前の東日本大震災から得られた教訓は何か、お答え願います。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 東日本大震災の際には、震災から一か月を経過した段階でも復旧を完了した企業は約六割にとどまっております。これは、自社よりも上流の調達先が被災をして、結果として原材料や部品の調達が滞ったこと、それを代替する調達先が見付からなかったこと、こういうことがございます。

その後、内閣府において専門家による検討会を行った結果、教訓として大きく三つ申し上げたいと思います。

一点目は、自社や取引先の企業だけでなく、サプライチェーン全体において関係企業を把握して代替調達先の検討を行う必要があることであります。二つ目は、経営者自身が責任を持って、従業員や取引企業などのステークホルダーとの間で事業継続のための取組が日常的に行われるようにしておく必要があることであります。三つ目は、BCPや災害対策を策定するだけではなくて、訓練等を行って実効性を検証する必要があること。こうした点が教訓として得られた点でございます。

○和田政宗君 私、当時取材者でありまして、そういった企業のBCPについても取材をいたしましたが、政治家になってからも当時の状況がどうであったのかということは聞いておりますけれども、これは、策定していた企業はやはり初動が早かったという純然たる事実があるというふうに思っていますので、策定率をしっかりと上げていくということがまず重要だというふうに思っております。

そして、大企業は資金力があるわけでありまして、あとはその策定率を上げるということ、そして、いかに訓練をしていくことが重要であろうかというふうに思いますけれども、中小企業を考えてみた場合に、その経営体力、経営規模からBCPの策定に当たって様々な困難というものもあるわけでございます。

東日本大震災以降、中小企業によるBCPの策定についてどのような働きかけを行い、どのような相談に乗ってきたのか、お答えを願います。

○政府参考人(豊永厚志君) お答え申し上げます。

中小企業庁の大震災以降の取組、三点ござい

す。  
第一点でございますけれども、十八年度に策定しました中小企業BCP策定運用指針、これを改訂しました。二十四年のことでございます。入門編ということも設けて、初めてBCPを策定する方にも分かりやすくするという観点からの工夫をいたしました。

二つ目ありますけれども、二十七年に入りまして、中小企業団体の協力も得まして、講習会、ワークショップを二十一回開かせていただいております。とりわけワークショップにおきましては千九百社の方々に実際にBCPを策定するという体験をしていただきました。

三点目でございますけれども、日本政策金融公庫に新たな融資制度を設けておりまして、低利融資を行っているところでございます。

こうした取組の成果といたしまして、大震災前に五％と思われた中小企業のBCP策定パーセンテージでありまして、これが現在は一五％に伸びているというふうに考えておりますし、日本政策金融公庫の融資も順調に伸びていると認識しております。

○和田政宗君 これはしっかりとした知見を持った方が丁寧に中小企業の相談に乗るというふうな形で進めていけば、私は中小企業の策定率というものは更に上がっていくというふうに思っております。一五％といえますと、私はまだまだ少ないというふうに感じております。

中小企業庁を始めとする方々が努力をしているということは地元の中小企業からも聞いているわけでございますけれども、より積極的な、より綿密な相談に乗っていただければというふうに思います。

そこで、熊本地震についてお聞きをいたしますけれども、この地震において企業のBCPはどのように作用したと分析しているのでしょうか。まだ動いている段階でありますので、そこまでというふうなこともあろうかと思っておりますけれども、改善しなくてはならない課題、こういったものが見えていけば、それをお答え願いますようお願いいたします。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 熊本地震が四月十四日に発生いたしました。現在復旧に向けて全力で昼夜を問わず懸命な作業が続いている状況でございます。そういう途中の状況でございますので、現時点における我々の見方ということで申し上げます。

させていただきたいと思ひます。

いろいろと過去の教訓に鑑みた対応がなされてきた結果、東日本大震災のときよりも短い時間で工場の再開や事業活動の継続につながれつつあるのではないかとこのように考えております。

その背景をいたしましては、一つにはサプライチェーン全体における関係企業の把握が五年前よりもはるかに進んでいたということであり、それから、平時からの事業継続能力強化に向けた取組の蓄積、実効性の検証といった各社の日頃の取組がなされていたということがございます。また、生産に時間が掛かる半導体のような部品については一定程度在庫を用意しておられるということ、こうしたことが現在の状況の背景にあるというふうに見えております。

他方で、今回の熊本地震の経験を通じて明らかになりつつある論点でございますけれども、例えば、今回は一回や二回の地震ではなくて、余震が非常に長い時間続いております。こうした長期間の余震によって復旧作業に着手できない、こういった場合を想定した対応策がひとつと必要なのではないかということが一つであります。また、どうしてもいろんな事情で特定の部品を一手で集中して生産をせざるを得ない場合がございます。そういう場合についてのリスクの再検証と対策の充実が必要ではないか。こうした論点が見えてきておるところでございます。今後の課題として更に詳細に研究することが必要だということに考えております。

○和田政宗君 日本の産業の基盤というものは物づくりであるわけでありまして、いかに早く事業を再開するかということが国の経済に与える影響も少なくすることができるといふふうに私は思っております。

BCPの今後の在り方について林大臣はどのように考えているのか、お答え願ひます。

○国務大臣(林幹雄君) 地震などに伴うサプライチェーンの影響を最小化するというそういう観点から、事業を継続するための対策として、企業が

あらかじめBCPを策定してこれを実行するための体制を整備することは重要であるといふふうに認識はしております。既に、政府全体の取組として、平成二十五年に内閣府におきまして事業継続ガイドラインを策定しております。

しかしながら、今回の熊本地震を経まして、長期間の余震が続いた場合の想定など、BCPの内容の一層の充実が必要だし、また平時からの訓練が必要だろうと。また、中小企業におけるBCPの策定率を上げることということが取組として求められるといふふうに認識をしております。ございまして、経産省としても内閣府と連携して、熊本地震での教訓もしっかりと引き出した上で、BCPの内容の充実あるいは訓練の徹底、そして中小企業の策定率の上昇に向けて取り組んでまいりたいといふふうに考えております。

○和田政宗君 新潟県中越地震、中越沖地震の被災をきっかけにこのBCPの意識というのは高まってきた、そこからの蓄積があるといふふうに思ひます。この熊本地震、災害復旧もろんのことでありますけれども、こういった知見を加えていただけて、より強固な日本経済をつくっていただけていくように我々も努力したいといふふうに思ひますし、政府の努力もお願いしたいといふふうに思ひます。

以上で終わります。

○荒井広幸君 改革の荒井です。

今、和田政宗議員が大変いいおまとめをされたといふふうに思ひます。私もほとんどそれに關係していただいた内容だったので、既に事前に答えを聞かせていただいたという形になりますので、重複を避けさせていただきますと思ひますが、お見舞いを申し上げますとともに、この熊本地震災害につきましましてやるだけのことをやるということ、で補正予算も、大臣、これは組むということになつてくるんだと思ひますね。

そこで、大体質問が重複して和田さんがやっていたいただきましたという形になりましたので、五月に編成される補正予算、どういう形になるのかなと

注目しております。幹事長会談では、予備費のようにとどめを積み、それで必要に応じて使っていくというやり方でも困りますよ、ある程度こういう用途に使いますというところは出してくださいたいという趣旨を例えれば民進党側からも出されたり、同じような趣旨、これを出した政党もございまして。しかし、また、現在進行中なのである程度しか出せない、多少大ざっぱですが予備費的に積んでいく面もやむを得ないといふような谷垣幹事長からのそうした趣旨もあつたわけですが、先ほど来からお聞きしますと、まだ進行中ではあります、大まかに見えてきたものもあると思ひます。

大臣にお尋ねいたしますが、五月に編成される補正予算の経産省としての、予備費的な意味合いでなくて少し具体的な対応策、予算の額みたないものまで踏み込めますかどうか、現段階ですからやむを得ないところですが、大臣の御検討をお聞かせいただきたいといふふうに思ひます。

○国務大臣(林幹雄君) 今、中小企業庁の次長を始め現地に派遣をしていろいろと調査をして事情を把握しているところでございます。まだ数字の積み重ねができておりませんが、中小企業を中心にしてしっかりとその対応策を立てられたいといふふうに思つております。

補正予算につきましては、先ほど申し上げたところでありまして、被災地の当面の復旧に万全を期すといふことから、まず、住居の確保、生活再建支援金の支給など、被災者支援に要する経費を計上するといふことと、今後の復旧を迅速に進めていくために、熊本地震復旧等予備費を創設するといふふうになるというふうに承知をしているところでございまして、中小企業の復旧対策を中心に、影響を受けた中小企業の支援に万全を期してまいりたいといふふうに考えております。私からは、二十五日に開催いたしました熊本地方地震災害総合中小企業対策本部協議会におきまして、中小企業団体四団体あるいは政府系金融機関などに対

して、被害の実態や支援のニーズの早急な収集を要請したところでございます。この支援策の内容につきましましては、こういう声を踏まえて早急に検討してまいりたいといふふうに考えております。

○荒井広幸君 そこで、大臣、提案なんです、これは安倍総理に各党が提案をいたした中のもので、岩手、宮城、福島でも有効だったので、先生方、御地元先生もいらつしゃいます、グループ補助金というのは結構効くんじゃないでしょうか、グループ補助金。

それからもう一つは、与野党で力を合わせてつくりました、新たに、先ほどのBCPもありまして、もう一回機械を例えば購入するとか工場を補修したり造るとなると、今までも借金をして購入したり建てていた場合には二重ローンになるわけですよ。この二重ローンを取るという意味で、資金繰り支援としては二重ローン対策の経験が、もう法律も作つて、あるわけです。これらをやつぱり周知するといふんでしようか、その周知するといふのもかなりの、何といふんでしよう、対策かなといふふうに思つて御提案を申し上げます。

それからもう一つは、風評被害なんですね。今から風評被害対策をしないといけないだろうといふふうに思ひます。その風評被害対策をするといふときに、先ほど、随分復旧してきたと、過去の教訓を踏まえて、それはBCP等々で業務継続の計画実行したり、自分たちも関連企業を把握したり、いろんなことをやつて代替するところも用意していただくこともあつたといふことで、結構早めに立ち上がれるんじゃないかという期待感も示されたけれども、中小企業とか農家とか旅館が、あるいはその地域です、例えば温泉街といふようなその地域全体の復旧も含めて、これぐらい進んでいきますよといふのを市町村が、個人の事業とか農家とか中小企業、サービス業の人たち、もう彼らも一生懸命ですから、大変ですから、代わつて総合的に発信してやるというものも有

効ではないかというふうに思います。ここまでこういうふうに来ていて、もうそういうことを、自治体等が復興状況を逐次お知らせをしてあげると。本来はそれぞれの企業が取り組むことでもありますが、なかなか余裕がないと思いますので、そうしたことは経験に照らして有効ではないかと御提案を申し上げる次第です。

それから、これは大臣、やっぱり閣議で御提案をいただく一つだと思ふんですが、地震保険なんですね。地震保険というのは民の負担力を超えるところを国が再保険するという官民共同の保険なんです。阪神・淡路ではフェニックスという保険をつくっているんですけど、もう喉元過ぎてきたらば入る人も少なくなつてということなんです。掛金とそれからどれぐらいの補償をもらえるかという意味においてはまだまだ工夫する余地があるんで、私は民に任せるところは任せていいんですが、これだけ災害が多い日本ですと、地震保険というのは分母が広げれば広いほど掛金は少なくて済むわけですよ。医療、介護、年金と同じように、四つ目には地震を含めた防災保険というのを考えてみなくてはならないんじゃないかなというふうに考えております。これは経産省の側でも考えていただくことは非常に有意義だと思いますので、是非御検討をいただきたいと思つております。

それから、これは財務省の方も多少工夫するというところで、財務省の方も地震保険に関するプロジェクトチームなどいろいろな報告はありますが、私はちょっと弱いと思います。国民総保険、皆保険制度にしてもいいのではないかとというぐらゐの考えを持っておるんです。

それから、これは経済産業省に関わるところで、東日本大震災でも、今日いらつしやる各党委員の先生方の御協力もいただいで、単に復旧じゃなく次世代型にしていくといつて頑張っているわけですね。

期せずして、昨日、経産省が発表したのは、人工知能、AI、IoTあるいはロボットによる自

動化などで人間に職場が置き換わった場合に、第四次産業革命です、大臣が昨日発表したわけですが。

二〇三〇年には雇用は今より七百三十五万人減るといふふう書いてあるわけですね。加えて、過去二十年間の産業ごとの消費、消費の伸びる、この傾向を踏まえて試算すると、今言つたように雇用は七百三十五万人減つてくるというわけなんです。海外にも仕事を奪われていくということもあるということなんです。これは放置したシナリオ。

変革シナリオと呼んでいるようですが、変革、私から言えば次世代型シナリオによれば、経産省が言っているのは百六十一万人の雇用減で済むというんです。それは人材育成や成長分野に労働力移動するという、今までの言われ尽くしたことです。

これをどうするかが問題なんです。ただ単に、いわゆる先ほど来から言うBCPの考え方にもあるんですが、単に継続していく、復旧、操業を再稼働するというだけじゃなくて、もう一つやつぱり上乗せしてやる、手をつないでもう一つ先の次世代型にも投資できるように、金融含めて、経済産業省の方の様々な助成措置を含めて支援というものも知らせると同時に、まだ不十分なところがありますので、そういったところに御工夫をいただきたいと思つております。結構、昨日の発表でございまして、ただ単に事業を継続するだけじゃなくて、ここまでこういうふうになつたんなら、もう一段多機能の機械を買つても一つ部品作るといふことだつてあり得るわけですから、そういうことを積極的に支援していただきたいと大臣にお願いします。

それから、災害救助船です。これも内閣府が調査を始めて、遅々として進みません。災害時多目的船です。

大体五百、一千ぐらいのベッド、船には、客室になるんですね。そして、エプロンの上というんですか、甲板の上にはコンテナを置いて、そのコ

ンテナの中に手術室とか、必要なものを。今研究しているんですが、遅々として進まないです、これ。もうこんな当たり前に必要ですね。

ところが、平時にランニングコストがあるからどうするかなんと言っているんですけど、もう日本に平時ありません、どこかでは起きるんだから。そして、東南アジアにもまた援助に行けるということですから、災害時多目的船というのを、是非これを必要として用意していただきたいと思うんです。

これは私は沖縄がいいというふうなことを前回も申し上げておりますが、沖縄に負担掛けるばかりじゃなくて、沖縄の皆さんにも日本全体を今度助けてもらえんという、そういう意気込みもつくれるんじゃないかというふうに思っております。

最後になりますけれども、与野党の防災・減災対策合同会議というのを設置して、今回もそうすけど、もう実質委員会やらなくたって補正予算に協力すると各党言つたわけですね。災害になればそうなるんですから、平時から与野党で防災・減災対策協議会をつくつて足りないところを埋め、さらにやることを詰めていく、これを平時から設置するべきだと。

そして、首都機能移転、内閣機能の移転を併せてやつておきませんと。参議院は決めたんです、参議院は報告書を出しているんです。それ以来も全部うるかされてしまつています。万が一、直下型が来たら、全く機能しないんじゃないでしょうか。首都機能移転も法律上生きております。内閣機能を含めて、政府機能を含めて、これらもこの合同会議で協議をしたらどうかと、こういったことも申し上げているような次第でございします。

あとは、皆さんにいつも、また始まつたと言われますが、安全・安心ポイントというのをもう十年間申し上げておりますので、是非大臣にもお目通しをいただきまして、ヘルメット、三千円から八千円掛かります。その一割、三百円か五百円、六百元を付ける、それで今度またホイッスルを買

うとか、懐中電灯の電池を買うというふうなことにしないといつて、個人の備えの体制もつくる。これは耐震構造の審査などにも応用できます。シエルトにも応用できます。

大臣に御見聞したいところですが、時間になりましたので、言いつ放しですが、御検討願いますことをお願いして、終わります。

○委員長(小見山幸治君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(小見山幸治君) 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。林経済産業大臣。

○国務大臣(林幹雄君) 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、エネルギー基本計画に基づき、使用済燃料の再処理やプルサーマル等の核燃料サイクルを推進することを基本的方針としているところです。

他方で、本年四月に電気事業の小売全面自由化が開始されるなど、電力システム改革が進行し、また原発依存度が低減していく中で、再処理等の事業に必要な資金が安定的に確保されないといった事態が生じ、使用済燃料の再処理等が滞ることも否定できません。

こうした新たな事業環境においても、使用済燃料の再処理等が着実かつ効率的に実施される仕組みを整備するべく、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、現行の積立金制度を廃止し、発電時に再処理等に必要な資金を拠出金として納付することを原子力事業者に対して義務付ける拠出金制度を創設します。その際、MOX燃料加工等、再処

理工程と不可分な関連事業の実施に要する費用も拠出金として納付させることとします。

第二に、再処理等事業を着実かつ効率的に行うための主体として、認可法人に関する制度を創設します。認可法人は、使用済燃料の再処理等の実施に関する計画の策定、拠出金単価の決定、拠出金の収納、使用済燃料の再処理等の実施を行います。解散については別に法律で定めることとして、自由な解散に歯止めが掛かることとします。

第三に、必要な資金を安定的に確保するのみならず、効率的に事業を実施する観点から、認可法人の運営に関し、有識者を含む運営委員会において意思決定を行うとともに、実施計画の策定を経済産業大臣の認可制とするなど、国が一定の関与を行うこととします。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。この法律案につきましては衆議院において修正が行われたところでございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(小見山幸治君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員伴野豊君から説明を聴取いたします。伴野豊君。

○衆議院議員(伴野豊君) ただいま議題となりました原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の趣旨は、附則第十六条において、改正後の新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるための年限を、この法律の施行後五年を経過した場合から、この法律の施行後三年を経過した場合に改めることとあります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(小見山幸治君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願第一四一四号(第一四一五号)(第一四一六号)(第一四一七号)(第一四一八号)  
一、中小企業支援策の実施、エネルギー政策の抜本的見直しに関する請願第一四六〇号(第一四六一号)(第一四六二号)

第一四一四号 平成二十八年四月四日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 札幌市 澤田姫代美 外四十七名  
紹介議員 紙 智子君

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を明らかにし、多くの住民・中小業者を苦しめている。原発の技術は未完成であり、稼働することによって発生するばく大な放射性物質(死の灰)を安全に処理する技術さえ存在しない。

地震・津波大国にもかかわらず、国内に五十四基もの原発があることにより全国に取り返しのつかない壊滅的な被害が及ぶ危険性がある。一方、世界では、ドイツ、イタリア、スイスなど原発ゼロを目指す流れが広がっている。

ついでに、安全な未来を次代に引き継ぐため、次の措置を採りたい。

一、原発からの撤退を決断し、期限を決めて原発「ゼロ」を目指すこと。

二、再生可能エネルギーの抜本的拡大を図ること。

三、原発被害の完全賠償を東京電力と国の責任で

行い、国民にその負担を押し付けないこと。

第一四一五号 平成二十八年四月四日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 大阪府泉大津市 光田陽子 外四十七名  
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四一四号と同じである。

第一四一六号 平成二十八年四月四日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 大阪府和泉市 谷富美子 外四十七名  
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一四一四号と同じである。

第一四一七号 平成二十八年四月四日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 高知県南国市 黒木秀子 外四十七名  
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四一四号と同じである。

第一四一八号 平成二十八年四月四日受理

原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求めることに関する請願

請願者 大阪府泉大津市 呉原克幸 外四十七名  
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四一四号と同じである。

第一四六〇号 平成二十八年四月五日受理

中小企業支援策の実施、エネルギー政策の抜本的見直しに関する請願

請願者 長野県塩尻市 鈴木明子 外四十四名

紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第六四六号と同じである。

第一四六一号 平成二十八年四月五日受理

中小企業支援策の実施、エネルギー政策の抜本的見直しに関する請願

請願者 福島県郡山市 増子武美 外四十二名  
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六四六号と同じである。

第一四六二号 平成二十八年四月五日受理

中小企業支援策の実施、エネルギー政策の抜本的見直しに関する請願

請願者 熊本市 西川悦子 外四十二名  
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六四六号と同じである。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 提出金の納付及び再処理等の実施

第一節 提出金の納付(第四条—第八条)

第二節 再処理等の実施(第九条)

第三章 使用済燃料再処理機構

第一節 総則(第十条—第十四条)

第二節 設立(第十五条—第十九条)

第三節 運営委員会(第二十条—第二十八条)

第四節 役員等(第二十九条—第四十条)

第五節 業務(第四十一条—第四十六条)

第六節 財務及び会計(第四十七条—第五十三条)

第七節 監督(第五十四条—第五十五条)

第八節 雑則(第五十六条—第五十八条)

第四章 雑則(第五十九条—第六十一条)

第五章 罰則(第六十二条—第六十八条)

附則

第一章 総則

第一条中「原子力発電における」を「発電に関する原子力の適正な利用に資するため、」に、「を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理」を「着実な実施」に改める。

第二条第四項第一号中「再処理」の下に「及び再処理に伴い分離された核燃料物質の加工(原子炉等規制法第二条第九項に規定する加工をいう。以下「再処理関連加工」という。)」を加え、同項第二号口中「再処理」の下に「及び再処理関連加工」を加え、同項第三号中「再処理施設」を「再処理等施設」に改め、「規定する再処理施設」の下に「及び原子炉等規制法第十三条第二項第一号に規定する加工施設(同項第三号に規定する加工の方法として再処理関連加工に該当するものを行う旨を記載して同条第一項の許可を受けたものに限る。)」を加え、同項第四号中「再処理施設」を「再処理等施設」に改める。

第三条を次のように改める。

(特定実用発電用原子炉設置者の責任)

第三条 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実

用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の責任を負う。

第三条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 提出金の納付及び再処理等の実施

第一節 提出金の納付

第四条から第八条までを次のように改める。

第四条 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等業務(第四十一条各号に掲げる使用済燃料再処理機構(以下この章において「機構」という。))の業務をいう。以下同じ。に必要

な費用に充てるため、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。第七条第一項において同じ。)、一の機構に対し、提出金を納付しなければならない。

2 前項の提出金の額は、提出金単価(機構ごとに、使用済燃料の単位数量当たりの再処理等業務に必要な金額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。に特定実用発電用原子炉設置者の特定実用発電用原子炉の前年度の運転に伴って生じた使用済燃料の量を乗じて得た額とする。

3 前項の提出金単価は、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、機構が再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするために機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

4 機構は、提出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該認可に係る提出金単価を特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。

6 経済産業大臣は、機構の業務の実施の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、提出金単価の変更をすべきことを命ずることができる。

(機構の名称等の届出)

第五条 特定実用発電用原子炉設置者は、その特定実用発電用原子炉設置者となった日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところにより、前条第一項の規定により提出金を納付する機構の名称及び住所を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を当該機構に通知するものとする。

(変更)

第六条 特定実用発電用原子炉設置者は、提出金を納付する機構を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする特定実用発電用原子炉設置者は、その機構を変更しようとする日の属する年度の前年度の一月一日までに、その旨、変更しようとする理由その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、その変更が提出金を納付する機構として現に届け出ている機構の認可実施計画(第四十五条第一項前段の規定による認可を受けた使用済燃料再処理等実施中期計画をいう。以下「実施計画」という。以下この項及び第九条において同じ。))に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更により提出金を納付する機構となる機構の認可実施計画に照らし不適切であると認めるときは、その申請を却下することができる。

4 経済産業大臣は、第二項の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした特定

実用発電用原子炉設置者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

5 第二項の申請書の提出があった場合において、その変更しようとする日の属する年度の前年度の二月一日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかったときは、同日においてその承認があったものとみなす。

6 経済産業大臣は、第二項の申請につき承認の処分をしたとき(前項の規定により承認があったものとみなされるときを含む。))は、その旨をその変更に係る機構に通知するものとする。

(提出金の納付等)

第七条 特定実用発電用原子炉設置者は、各年度の六月三十日(その年度に特定実用発電用原子炉設置者となった者にあつては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日)までに、提出金を、第四条第二項の使用済燃料の量、提出金の額その他経済産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、第五条第一項の規定により届け出た機構(前条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後の機構。以下この章において同じ。)に納付しなければならない。

2 前項の申告書には、第四条第二項の使用済燃料の量を証する書類として経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 機構は、特定実用発電用原子炉設置者が第一項に規定する期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に第四条第二項の使用済燃料の量若しくは提出金の額の記載の誤りがあると認めるときは、提出金の額を決定し、これを特定実用発電用原子炉設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた特定実用発電用原子炉設置者は、提出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した提出金の全額を、納付した提出金の額が同項の規定により機構が決定した提出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日

第十号から第十四号までを次のように改める。

(目的)

第十号 使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

(法人格)

第十一号 機構は、法人とする。

(名称)

第十二号 機構は、その名称中に使用済燃料再処理機構という文字を用いなければならない。

第十三号 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第十四号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第十五号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第十六号 発起人は、定款及び事業計画書を經濟産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十七号 機構は、その名称中に使用済燃料再処理機構という文字を用いなければならない。

第十八号 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第十九号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第二十号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第二十一号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第二十二号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第二十三号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第二十四号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第二十五号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第二十六号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第二十七号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第二十八号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第二十九号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第三十号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第三十一号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第三十二号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第三十三号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第三十四号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第三十五号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第三十六号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第三十七号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第三十八号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第三十九号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第四十号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第四十一号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。

第四十二号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八号の規定は、機構について準用する。



政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

2 機構は、設立の登記をすることによって成立する。

### 第三節 運営委員会

#### (設置)

第二十條 機構に、運営委員会を置く。

#### (権限)

第二十一條 第四條第二項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成又は変更

三 使用済燃料再処理等実施中期計画（第四十五條第一項に規定する使用済燃料再処理等実施中期計画をいう。）の作成又は変更

四 予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更

五 決算

六 その他運営委員会が特に必要と認める事項

#### (組織)

第二十二條 運営委員会は、委員八人以上並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

2 運営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によつてこれを定める。

3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

#### (委員の任期)

第二十三條 委員は、使用済燃料の再処理等、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。

第二十四條 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (委員の解任)

第二十五條 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができなと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

#### (議決の方法)

第二十六條 運営委員会は、委員長又は第二十二條第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

#### (委員の秘密保持義務)

第二十七條 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

#### (委員の地位)

第二十八條 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 第四節 役員等

##### (役員)

第二十九條 機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

##### (役員の職務及び権限)

第三十條 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

#### (役員の任命)

第三十一條 理事長及び監事は、経済産業大臣が任命する。

2 理事は、理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。

#### (役員の任期)

第三十二條 役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

#### (役員の欠格条項)

第三十三條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第三十四條 経済産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 経済産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第二十五條各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第三十一條の規定の例により、その役員を解任することができる。

#### (役員の兼職禁止)

第三十五條 役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (監事の兼職禁止)

第三十六條 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

#### (代表権の制限)

第三十七條 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

第三十八條 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

#### (職員の任命)

第三十九條 機構の職員は、理事長が任命する。

（役員等の秘密保持義務等）

第四十條 第二十七條及び第二十八條の規定は、役員及び職員について準用する。

#### 第五節 業務

第四十一條 機構は、第十条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

一 使用済燃料の再処理等を行うこと。

二 拠出金を収納すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### (業務の委託)

第四十二條 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、原子炉等規制法第四十四條の四第一項に規定する再処理事業者その他政令で定める者に対し、前条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の一部を委託することができる。

#### (業務の運営)

第四十三條 機構は、第四十一條に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努めなければならない。

#### (業務方法書)

第四十四條 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務方法書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

（使用済燃料再処理等実施中期計画）

第四十五條 機構は、業務開始の際、使用済燃料の再処理等の実施時期その他の経済産業省令で

定める事項について使用済燃料の再処理等の実施に関する中期計画（次項及び第三項において「使用済燃料再処理等実施中期計画」という。）を定め、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。その計画の変更（經濟産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 經濟産業大臣は、前項の認可の申請に係る使用済燃料再処理等実施中期計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該使用済燃料再処理等実施中期計画に係る使用済燃料の再処理等が適切かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該使用済燃料再処理等実施中期計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他の関係法令に違反するものでないこと。

3 經濟産業大臣は、使用済燃料再処理等実施中期計画が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、機構に対してその使用済燃料再処理等実施中期計画を変更すべきことを命じなければならない。

4 機構は、第一項の經濟産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

（報告又は資料の提出の請求）

第四十六条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、特定実用発電用原子炉設置者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。前項の規定により報告又は資料の提出を求められた特定実用発電用原子炉設置者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

第六節 財務及び会計

（事業年度）

第四十七条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第四十八条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始

前に、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第四十九条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項及び第三項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に經濟産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を經濟産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による經濟産業大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書をその事務所に備えて置かなければならない。

（剰余金の繰越し）

第五十条 機構の行う再処理等業務から生じた剰余金は、当該事業の経費に充てるため、翌年度に繰り越さなければならない。

（借入金）

第五十一条 機構は、經濟産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、經濟産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第五十二条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

二 經濟産業大臣の指定する金融機関への預金  
三 その他他經濟産業省令で定める方法  
（省令への委任）  
第五十三条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、經濟産業省令で定める。

第七節 監督  
（監督命令）  
第五十四条 經濟産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び立入検査）  
第五十五条 經濟産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八節 雑則  
（定款の変更）  
第五十六条 定款の変更は、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。

（解散）  
第五十七条 機構の解散については、別に法律で定める。

（業務困難の場合の措置）  
第五十八条 機構が經濟事情の著しい変動、天災その他の事由により再処理等業務の全部又はその大部分を行うことができなくなった場合における当該再処理等業務の全部又は一部の引継ぎ、当該機構の権利及び義務の取扱いその他の必要な措置については、別に法律で定める。

2 前項の場合において、同項の法律に基づく必

要な措置がとられるまでの間は、經濟産業大臣が、政令で定めるところにより、当該再処理等業務の全部又は一部を行うものとする。

第四章 雑則

本則に次の三条を加える。

第六十六条 第十二条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により經濟産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第五十四条の規定による命令に違反したとき。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第六項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附則 附則第二条から第四条までを削り、附則第五条を附則第二条とし、附則第六条を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。

（拠出金に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に特定実用発電用原子炉設置者（この法律による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に關する法律（以下「新法」という。）第二条第六項

に規定する特定実用発電用原子炉設置者をいう。以下同じ。である者がこの法律の施行前に締結した委託契約に基づき新法第二条第四項に規定する再処理等に相当するものを他人に委託している旧使用済燃料（この法律による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）の施行の日以降の旧法第二条第五項に規定する特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた同条第一項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）及び旧法附則使用済燃料（旧法附則第三条第一項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）については、新法第四条第一項、第七条及び第八条の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に特定実用発電用原子炉設置者である者が新法第四条第一項の規定により最初に納付すべき拠出金に対する同条第二項の規定の適用については、同項中「前年度」とあるのは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日から同日の属する年度の末日までの間」とする。

第四条 この法律の施行の際現に特定実用発電用原子炉設置者である者に対する新法第五条第一項の規定の適用については、同項中「その特定実用発電用原子炉設置者となつた日」とあるのは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日」とする。

（使用済燃料再処理等積立金等に関する経過措置）

第五条 経済産業大臣は、この法律の施行の際現に使用済燃料再処理等積立金（旧法第三条第一項に規定する使用済燃料再処理等積立金をいう。以下同じ。）の積立てがある特定実用発電用原子炉設置者から新法第五条第一項の規定によ

る届出があつたときは、旧資金管理法（この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の規定による指定を受けている法人をいう。以下同じ。）に対し、当該届出があつた使用済燃料再処理機構（以下単に「機構」という。）に当該使用済燃料再処理等積立金に相当する金銭その他の資産を引き渡すべきことを指示しなければならない。

2 旧資金管理法は、前項の規定による指示を受けたときは、その指定に従つて速やかに同項に規定する金銭その他の資産を引き渡さなければならない。

3 旧資金管理法は、前項の規定による引渡しをしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 機構は、第二項の規定による引渡しがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。

5 旧法第三条第三項、第六条、第九条、第十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第四項及び第五項、第十一条から第十七条まで、第十九条第二項から第四項まで並びに第二十三条の規定は、旧資金管理法が第二項及び第三項の規定による行為に係る業務を行う間は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第二項の規定による引渡しがあつたときは、当該引渡しされた金銭その他の資産について、特定実用発電用原子炉設置者が旧資金管理法から取戻しを受け、かつ、当該特定実用発電用原子炉設置者から機構に対し、政令で定めるところにより、当該機構における次に掲げる使用済燃料に係る拠出金として納付したものとみなす。

一 旧使用済燃料であつて附則第二条に規定するもの以外のもの  
二 旧法附則使用済燃料であつてこの法律の施行の際現にその再処理等（旧法第二条第四項に規定する再処理等であつて新法第二条第四

項に規定する再処理等に該当するものをいう。附則第七条第一項及び第八条において同じ。）に要する費用に充てるための金銭が旧法附則第三条第一項の規定により積み立てられているもの

7 旧資金管理法は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに行われた使用済燃料再処理等積立金の取戻しに關して、施行日以後においても、取り戻された使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額が確実に旧法第二条第四項に規定する再処理等に要する費用に支出されることを確認しなければならない。

8 旧法第十条第四項及び第五項、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条第二項から第四項まで並びに第二十三条の規定は、旧資金管理法が前項の規定による行為に係る業務を行う間は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条 この法律の施行の際現に旧法附則第三条第一項の規定による積立てを同条第三項の規定により分割して行つてゐる特定実用発電用原子炉設置者であつて施行日の属する年度以降も分割して積立てをすべき金銭がなお存するものは、当該金銭を、各年度（新法第四条第一項に規定する各年度をいう。以下同じ。）の三月三十一日までに、旧法附則第三条第三項の規定の例により、新法第五条第一項の規定により届け出た機構（新法第六条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。以下同じ。）に対し、支払わなければならない。この場合において、当該支払がされた金銭は、当該特定実用発電用原子炉設置者から機構に対し、当該機構における旧法附則使用済燃料であつてべき金銭のうち当該支払がされた金銭が占める割合に相当する分のものに係る拠出金として納付したものとみなす。

2 新法第七条第六項から第八項まで及び第八条の規定は、前項前段の規定による支払について準用する。この場合において、新法第七条第六項中「第一項の納期限（第三項の規定による通知があつた場合にあつては、第四項の納期限。次条第一項及び第九条において同じ。）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第六条第一項の納期限」と、新法第八条第一項中「前条第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項」と読み替へるものとする。

2 新法第七条第六項から第八項まで及び第八条の規定は、前項前段の規定による支払について準用する。この場合において、新法第七条第六項中「第一項の納期限（第三項の規定による通知があつた場合にあつては、第四項の納期限。次条第一項及び第九条において同じ。）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第六条第一項の納期限」と、新法第八条第一項中「前条第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項」と読み替へるものとする。

3 新法第七条第六項から第八項まで及び第八条の規定は、第一項前段の規定による支払について準用する。この場合において、新法第七条第六項中「第一項の納期限（第三項の規定による通知があつた場合にあつては、第四項の納期限。次条第一項及び第九条において同じ。）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理

等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第号）附則第七條第一項の納期限」と、新法第八條第一項中「前條第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第七條第一項」と読み替えるものとする。

第八條 機構は、附則第五條第二項の規定による引渡しがあつたとき、又は特定実用発電用原子炉設置者が附則第六條第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭（当該金銭が同項の納期限までに納付されないときは、当該金銭及び延滞金。次條第二項において同じ。）若しくは前條第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭（当該金銭が同項の納期限までに納付されないときは、当該金銭及び延滞金。次條第二項において同じ。）の支払をしたときは、当該引渡しし又は支払に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならない。

第九條 この法律の施行の際現に附則第二條に規定するものの以外の旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者は、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料の量及びその再処理関連加工等（新法第二條第四項に規定する再処理等であつて旧法第二條第四項に規定する再処理等に該当するものの以外のものをいう。次項において同じ。）に要する費用その他の事項を基礎として当該特定実用発電用原子炉設置者ごとに経済産業大臣が定める額の金銭を、施行日の属する年度から最終年度（施行日の属する年度から十五年目の年度をいう。）までの各年度に均等に分割して、各年度の三月三十一日（施行日の属する年度にあつては、経済産業大臣が定める日）までに、新法第五條第一項の規定により届け出た機構に対し、支払わなければならない。この場合において、当該支払がされた金銭は、当該特定実用発電用原子炉設置者から機構に対し、当該機構における当該

旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料に係る拠出金として納付したものとみなす。

2 機構は、特定実用発電用原子炉設置者が前項前段の規定により同項前段に規定する金銭（当該金銭が前項の納期限までに納付されないときは、当該金銭及び延滞金）の支払をしたときは、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料の再処理関連加工等を行わなければならない。ただし、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料に係る附則第五條第二項の規定による引渡し又は附則第六條第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭若しくは附則第七條第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭の支払をしていないときは、この限りでない。

3 第一項前段の規定による支払の分納その他同項前段の規定による支払に関して必要な事項は、政令で定める。

4 新法第七條第六項から第八項まで及び第八條の規定は、第一項前段の規定による支払について準用する。この場合において、新法第七條第六項中「第一項の納期限（第三項の規定による通知があつた場合にあつては、第四項の納期限。次條第一項及び第九條において同じ。）」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第号）附則第九條第一項の納期限」と、新法第八條第一項中「前條第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第九條第一項」と読み替えるものとする。

（準備行為）  
第十條 機構の発起人は、施行日前においても、新法第十六條及び第十七條の規定の例により、機構の設立の認可の申請をし、経済産業大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。（機構の設立に伴う経過措置）

第十一條 この法律の施行の際現にその名称中に使用済燃料再処理機構という文字を用いている者については、新法第十二條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二條 機構の最初の事業年度は、新法第四十七條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、成立の日の属する年度の末日に終わるものとする。

第十三條 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第四十八條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

使用済燃料再処理機構

原子力発電における使用済燃料の再処理等に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）

（租税特別措置法の一部改正）

第十八條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七條から第五十七條の三までを次のように改める。

第五十七條から第五十七條の三まで 削除

第六十八條の三の四第一項中「第五十七條の三から第五十七條の五まで」を「第五十七條の四、第五十七條の五」に改める。

第六十八條の四十七から第六十八條の五十三までを次のように改める。

第六十八條の四十七から第六十八條の五十三まで 削除

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十九條 前條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第五十七條の三第一項に規定する特定実用発電用原子炉設置者等である法人が施行日

（政令への委任）  
第十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）  
第十六條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十七條 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。  
別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

前に開始した事業年度（旧租税特別措置法第二條第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）において積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額の損金の額への算入及び法人が施行日前に開始した事業年度において積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額（施行日前に開始した連結事業年度（旧租税特別措置法第二條第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）において積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額を含む。）の施行日前に開始した事業年度における益金の額への算入については、次項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が施行日を含む事業年度終了の日において有する旧租税特別措置法第五十七條の三第二項に規定する使用済燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。ただし、前項の規定によりな

お従前の例によることとされる場合における同条第四項又は第五項の規定の適用がある事業年度については、この限りでない。

3 連結親法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（同条第二項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項及び次項において同じ。）にある連結子法人（同条第二項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）で、旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが施行日前に開始した連結事業年度において積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額の損金の額への算入及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に開始した連結事業年度において積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額（施行日前に開始した連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額を含む。）の施行日前に開始した連結事業年度における益金の額への算入に

ついては、次項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日を含む連結事業年度終了の日において有する旧租税特別措置法第六十八条の五十三第二項に規定する使用済燃料再処理準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得（旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。）の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 前項の規定により益金の額に算入される金額がある場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第二項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（所得税法の一部改正）  
第二十条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項の次に次のように加える。

使用済燃料再処理機構

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）

（法人税法の一部改正）

第二十一条 法人税法の一部を次のように改正する。  
別表第二 商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項の次に次のように加える。

使用済燃料再処理機構

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）

（消費税法の一部改正）

第二十一条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。  
別表第三 第一号の表 商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項の次に次のように加える。

使用済燃料再処理機構

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）  
第二十三条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第四十八条第八項」を「附則第四十八条第七項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項の」を「第五項の」に、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を「及及び第九項」に改め、同項第二号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第四号中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項の規定」を「第五項の規定」に、「附則第三十四条第六項」を「附則第三十四条第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第三十四条第十二項」を「附則第三十四条第十一項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項及び第八項」を「及び第七項」に改め、「損金の額又は」を削り、同項を同条第十一項とする。

附則第四十八条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第三十四条第八項」を「附則第三十四条第七項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項の」を「第五項の」に、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を「及及び第九項」に改め、同項第二号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第四号中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項の規定」を「第五項の規定」に、「附則第三十四条第六項」を「附則第三十四条第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第三十四条第十二項」を「附則第三十四条第十一項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六項及び第八項」を「及び第七項」に改め、「損金の額又は」を削り、同項を同条第十一項とする。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第二十四条 前条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧改正法」という。）附則第三十四条第五項に規定する法人の施行日前に開始した事業年度（租税特別措置法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。）分の法人税及び旧改正法附則第四十八条第五項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある

る連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度（租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。）分の法人税については、なお従前の例による。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十五条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十八条第二十二号を削る。





平成二十八年五月十八日印刷

平成二十八年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P